

PPP／PFI 推進アクションプラン
(令和 8 年改定版) (案)

令和 年 月 日

目次

1. PPP／PFI 推進に当たっての考え方	1
(1) 基本的な考え方	1
i) 行財政の持続可能性の実現とインフラや公共サービスの維持向上の両立	1
ii) 新たな雇用や投資を伴うビジネス機会の拡大	1
iii) 地域課題の解決と持続可能で活力ある地域経済・社会の実現	2
iv) 国土強靱化・脱炭素化・デジタル化などの政策課題に対する取組への貢献	2
(2) 推進の方向性	2
i) 地域における活用拡大	3
ii) 活用対象や範囲の拡大	3
iii) PPP／PFI 手法の進化・多様化	4
iv) 民間事業者の創意工夫の最大化と適正利益が確保される環境構築	5
v) 地域の主体の能力強化と人材の確保	6
vi) 広報活動の強化	6
2. PPP／PFI の推進施策	7
(1) 地方公共団体等の機運醸成、ノウハウの蓄積、案件形成に向けた積極的な支援	7
i) ローカルPFIの推進	7
ii) PPP／PFI 手法の優先的検討等の推進	8
iii) 首長、地方議会等の機運醸成に向けた情報提供等	9
iv) マニュアル等の整理・周知による地方公共団体等の負担軽減	10
v) 専門的な人材の派遣、育成、活用の支援等	10
vi) 民間事業者・金融機関における案件形成支援	10
vii) 地方公共団体のPPP／PFI 導入検討の財政支援等	11
viii) 民間提案の積極的活用	12
ix) 地域プラットフォーム等を通じた地域活性化に資するPPP／PFI の推進	12

(2) 分野横断型・広域型のPPP/PFIの展開	13
i) 分野横断型・広域型PPP/PFIの一層の推進	14
ii) 個別分野・関連分野における広域化・集約化等に向けた具体策	15
(3) 多様なPPP/PFIの展開	16
i) 公共施設等運営事業の裾野の拡大	17
ii) 「水の官民連携」の推進	17
iii) PPP/PFIによるカーボンニュートラルへの貢献	18
iv) スモールコンセッションの推進	18
v) 新たなPPP/PFI活用モデル等の形成・普及促進	19
vi) PPP/PFIの活用を推進する新たな分野の開拓	20
vii) 公的不動産等における官民連携の推進	22
(4) 物価高騰等の事業リスクへの対応	23
i) 制度改善	24
ii) 物価高騰等に対する支援等	24
(5) 取組基盤の充実	24
i) 情報の充実・情報活用機会の充実	25
ii) 制度改善	25
iii) 事後評価の推進	26
(6) 株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用	27
3. PPP/PFIアクションプラン推進の目標	30
(1) 事業規模目標	30
i) 目標設定の考え方	30
ii) 類型ごとの考え方	30
①公共施設等運営権制度を活用したPFI事業（類型Ⅰ）	30
②収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPPP/PFI事業（類型Ⅱ）	31
③公的不動産の有効活用を図るPPP事業（以下「公的不動産利活用事業」という。）（類型Ⅲ）	31

④サービス購入型等のPPP/PI事業(類型Ⅳ)	32
iii) 目標	32
(2) 重点分野と目標	33
i) 重点分野の選定の考え方	33
ii) 各重点分野における取組	34
① 空港	34
② 水道	34
③ 下水道	36
④ 道路	38
⑤ スポーツ施設(スタジアム・アリーナ等)	39
⑥ 文化・社会教育施設	40
⑦ 大学施設	41
⑧ 公園	41
⑨ MICE施設	42
⑩ 公営住宅	42
⑪ 港湾施設	43
⑫ 公営水力発電	44
⑬ 工業用水道	44
⑭ 自衛隊施設	45
⑮ 火葬場	46
⑯ 一般廃棄物処理施設	47
⑰ 国公立病院	47
4. アクションプランのPDCAの進め方	49
5. その他	49

1. PPP／PFI 推進に当たっての考え方

(1) 基本的な考え方

PPP／PFIは、公共施設等の整備・運営に民間事業者の資金や創意工夫、迅速な投資判断を活用することにより、効率的かつ効果的で良好な公共サービスを実現する手法である。その効果は行財政負担の軽減のみならず、以下のように、インフラの老朽化や人手不足等の社会課題の解決と、「強い経済」の実現に貢献するものであることから、公共部門における官民連携投資や危機管理投資の促進を担うものとしてPPP／PFIを推進していく必要がある。

これからのPPP／PFIの推進に当たっては、30年間続いたコストカット型経済から脱却し、「新たな成長型経済」への移行に応じ、行政においては「歳出の効率化」のみならず「行政の効率化」、住民から見た場合は「サービスの維持・向上」、民間事業者においては「利益の創出」や「長期・安定的な契約による担い手の確保・優れた人材の育成」、「民間資金の効果的な活用」という視点から推進していく必要がある。

i) 行財政の持続可能性の実現とインフラや公共サービスの維持向上の両立

生産年齢人口（15～64歳）¹について、2030年までの10年間は平均43万人／年、2030年以降の10年間は平均86万人／年と、減少の速度が2倍になる見込みである。また、地方の建設業者等も地方公共団体も職員の減少が見込まれる中で既にインフラや公共サービスの維持が困難となっている地域もあり、官民が連携して効率的かつ優れた品質の公共サービスの提供が実現できるよう、早急に対応する必要がある。事業の規模の大小にかかわらず、PPP／PFIの推進によって、公共施設等の建設、維持管理等に係る財政、人員等の行政の効率化が図られることにより、行財政の持続可能性の実現とインフラの確保の両立をはじめ、多様な政策ニーズに的確に対応し、適切かつ効果的な賢い支出による経済・財政一体改革に貢献することが期待される。また、既存の公共施設等の使い方を見直すことで、効率的運用やサービス向上、用途の多様化を図っていく等の工夫をこらすことも必要である。

ii) 新たな雇用や投資を伴うビジネス機会の拡大

PPP／PFIは、新たな雇用や投資を伴う民間事業者のビジネス機会を拡大するものである。収益施設の併設等の民間事業者の収益事業が展開されることで、その効果は一層拡大する。さらに、PPP／PFIの促進を通じ潤沢な民間資金の流れ

¹ 「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）（国立社会保障・人口問題研究所資料）」参照。

を作ること、金融機関によるプロジェクトファイナンスの活性化や資金提供主体としてのインフラファンドの育成、投資家から資金の調達を行うインフラ投資市場の整備を促進していく必要がある。

iii) 地域課題の解決と持続可能で活力ある地域経済・社会の実現

PPP/PFIによる良好な公共サービスの提供や民間事業者の収益事業の展開は、地域のにぎわいの創出や、地域課題の解決に資する取組を実現するとともに、地域企業、地方公共団体、大学、金融機関等の関係者間でパートナーシップを形成し、持続可能で活力ある地域経済・社会の実現に向けた取組を促進する。その際、地域金融機関は、官民双方の立場を理解し両者をつなぐ「ハブ」の役割を果たすことが期待できるため、地域金融機関が具体的な案件形成に参画することが重要である。PPP/PFIの推進による魅力的で活力ある地域の実現は、地方創生に関する総合戦略等の推進に貢献することが期待される。

iv) 国土強靱化・脱炭素化・デジタル化などの政策課題に対する取組への貢献

官民の適切な役割分担の下、民間事業者の創意工夫を活用するPPP/PFI手法は、インフラ老朽化対策を含む事前防災・予防保全の徹底による国土強靱化、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた脱炭素化、GX型の産業集積やワット・ビット連携を促進した新たな産業クラスターの形成、AI・デジタル技術の社会実装など、新たな政策課題への取組においても有効であると考えられる。

(2) 推進の方向性

官民連携による投資促進を図り、期待される効果の最大化を図るため、PPP/PFIを質と量の両面から充実させるとともに、PPP/PFI事業がもたらす効果が広範に波及し、更なる事業の実施につながる好循環を生み出すことが重要である。

このため、PPP/PFIが自律的に展開するための基盤を早期に整えるべく、令和4年に事業規模目標期間（令和4年度から令和13年度までの10年間をいう。以下同じ。）を定め、そのうち令和4年度からの5年間を重点実行期間と位置づけたところであるが、令和4年度からの3年間における進捗状況等を踏まえ、事業規模目標を見直すとともに、施設の老朽化が進行する生活関連インフラ分野を重点分野に追加し、残りの事業規模目標期間においても支援策の拡充・重点的な投入を行うなど、以下に掲げる取組を集中的に講じることとする。

取組に当たっては、国の支援策と株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）の出融資機能及びコンサルティング機能を重点的に活用し、先導的事例の早期形成に取り組むことや、令和7年12月に新たに設置された「PPP/PFI投資促進タスクフォース」の下で、PPP/PFI事業を実施する上で

明らかになった課題や地方公共団体・民間事業者等から寄せられた課題、社会・経済の変化に伴い制度・運用の障害が生じている事項等を適切に把握し、見直しを図っていくことが重要である。

i) 地域における活用拡大

PPP/PFIの充実に向けては、活用される地域の拡大と、各地域におけるPPP/PFIの継続的な活用が重要である。

優先的検討規程²など、PPP/PFI手法を積極的に検討する仕組みやPDCAサイクルの下、事後評価等を通じて手法の改善を検討する仕組みの定着を促進するとともに、PPP/PFI地域プラットフォーム³（以下「地域プラットフォーム」という。）など関係者の連携の場の構築等を推進し、各地域におけるPPP/PFIの定着に取り組む必要がある。

また、地域の実情や事業の特性に応じ、地域人材の育成や地域資源の活用、地域企業の参画・取引拡大・雇用機会創出など、地域経済・社会により多くのメリットをもたらすことを志向するPPP/PFI（以下「ローカルPFI」という。）の推進により、PFI事業等が地域にもたらす効果への理解促進を図ることが重要である。このため、PFI事業等の案件形成、事業者選定、契約履行等のあらゆる段階においてローカルPFIが推進される環境整備を行う必要がある。

特に、規模の小さい地方公共団体における活用の促進に向けては、これまでPPP/PFIが活用されてきた国や地方公共団体に対する方策とは異なるアプローチも必要となる。例えば、空き家・遊休公的不動産⁴等の比較的小規模な既存ストックや地域交流の場である公園、公民館等の身近な施設を対象としたPPP/PFIモデルの形成支援や、地方公共団体等の一層の負担の軽減や分かりやすさの向上に向けたマニュアル等の見直し、地方公共団体に対する積極的な支援の継続・強化や中小事業者を含めた民間事業者への情報提供など、地方公共団体や地域の民間事業者等もPPP/PFIに取り組みやすい環境の整備をさらに進めていく必要がある。

ii) 活用対象や範囲の拡大

PPP/PFIは比較的規模の大きいハコモノの建設を中心に活用されてきたが、効率的かつ効果的であって良好な公共サービスの実現に民間事業者のノウハウをいかす観点からは、規模の小さい施設や、維持管理・修繕・更新、運営により提

² 公共施設等の整備等を行う際にPPP/PFI手法を優先的に検討することを定める優先的検討規程をいう。

³ 地域企業、地方公共団体、大学、金融機関等の関係者が集まり、PPP/PFI事業のノウハウ習得と案件形成能力の向上を図り、具体的な案件形成を目指した取組を行う活動の場をいう。

⁴ 公的不動産とは、公共施設等の管理者等（PFI法第2条第3項）が保有する土地及び建物をいう。

供されるサービスに民間事業者の創意工夫の発揮が期待できる既存の公共施設等、さらには、ハイブリッドダム、漁港、人工衛星等の新たに活用の展開が期待される公共施設等へとPPP/PFI活用の裾野を拡大することが重要である。公共施設等運営事業については、既存の制度や枠組みの制約を明らかにしつつ、新たな分野での活用の拡大を図ることが重要である。このため、好事例の紹介や、先行事例を踏まえた戦略的な働きかけを行いながら、関係省庁の施策を共有・分析して効果的である施策を事業の規模の大小にかかわらず分野横断的に展開する必要がある。

また、一層の歳出削減、不足する地方公共団体等の職員の補完、民間事業者の参入促進等の観点から、官民が手を取り合ってこれらの社会課題の解決を目指す分野横断型・広域型のPPP/PFIの活用促進が必要である。具体的には、単独では事業化が困難な場合であっても、類似施設・共通業務の統合による効率化を図る分野横断型PPP/PFI⁵、地方公共団体間の連携による業務の効率化・補完にも資する広域型PPP/PFI⁶の形成の促進が重要である。

iii) PPP/PFI手法の進化・多様化

これまでPPP/PFIは施設整備を中心に活用されてきたが、地域課題の解決や持続可能で活力ある地域経済・社会へ貢献する観点からは、施設整備のみならず、施設・分野を横断した地域全体の状況を総合的に把握し経営視点を持って運営を行う「地域経営型官民連携」の取組が有効である。このため、まちづくりや各産業等における構想、事業の企画等の上流段階から、地域内外の人材や事業者を積極的に取り込むことで、多様なアイデア・技術・資金等を効率的に運用し、地域への再投資が効果的に行われるような官民連携手法の活用が求められる。その際、民間提案など民間事業者等の創意工夫を最大限活用していくことが重要である。

また、複数年度で予算を確保し運営期間が長期にわたるPFI事業等において、更なる効率化等を目的に将来的な広域化を見据えることが望まれるとともに、技術革新が加速度的に進む中、管理運営手法を陳腐化させず継続的に運営効率の向上を図っていく必要がある。このため、これまで旧来技術を用いてきた事業者も含めた幅広いケースにおいて、機動性のあるスタートアップ等と連携し、新技術を導入することや、柔軟かつ合理的な契約内容等の見直しを行うことが効果的である。

さらに、企業版ふるさと納税やクラウドファンディングなど、新たな資金調達手法について積極的な活用を図ることも重要である。

激甚化・頻発化する自然災害、インフラ老朽化等の危機から地域住民の生命・財産・暮らしを守り、地域社会の重要な機能を維持するため、防災への配慮が必要である。公園、みなとオアシス等は、大規模災害時に地域住民の避難所等として利用

⁵ 複数分野又は複数の公共施設等を一括して事業化する手法をいう。

⁶ 複数の地方公共団体が公共施設等の管理者等となってPPP/PFI事業を実施する手法をいう。

されることも想定される。このため、PPP/PFIを活用する際にも、地域の実情に応じて防災に配慮した施設整備が考えられる。

その際、昨今の財政の逼迫状況に鑑み、フェーズフリー⁷の視点を取り入れることで日常の機能を向上させて地域の活性化を促すとともに、非常時でも機能が継続的に利用できる災害対策の両立を図るなど、官民連携による民間の創意工夫を活用していくことも効果的であると考えられる。

国土強靱化、脱炭素化、デジタル化、地方創生等の政策課題に対して、政府方針に基づく施策や事業を効率的かつ効果的に実施していくために、官民の適切な役割分担による総合的なアプローチが求められる。

このような政策課題への対応や様々な分野間での連携により新たな施設整備の需要が生み出され、官民連携の更なる活用が期待される。他方で、人口減少・高齢社会の到来で新たに必要となるサービスなど需要減少等で今後持続可能性に課題が生じるサービスに対しても、官民の適切なリスク分担や民間事業者の創意工夫のいかし方などPPP/PFIが蓄積してきた経験とノウハウをいかし、官民連携による提供・維持に貢献していくことが求められる。

iv) 民間事業者の創意工夫の最大化と適正利益が確保される環境構築

「新たな成長型経済」への移行が進む中、民間事業者の努力や創意工夫が最大限発揮されることにより、民間事業者が適正な利益を得られる環境を構築することが重要である。このため、構想段階からの官民対話、性能発注や民間事業者による提案を推進し、民間事業者の創意工夫による工事費等の削減や収益事業による利益創出を図る。あわせて、費用削減以外の民間事業者が創出する多様な効果の適切な評価を推進するとともに、民間事業者を取り巻く物価・賃金等の環境や金融市況の把握に努めつつ、予定価格に最新の実勢価格や統括管理等に要する費用を適切に反映させるほか、契約金額改定の基準となる物価指数として市場価格への感応度が高いものを採用するなど、物価変動への適切な対応を含め適正な価格の算出を推進する。

民間事業者の創意工夫を発揮する余地を拡大する観点からは、事業期間を長く設定していくことや行政財産である土地等を柔軟に活用すること、公共施設等運営事業など民間事業者の自由度がより高い手法に発展させていくという視点も重要である。

また、民間事業者の創意工夫を発揮する上で障害となり得る制度面の課題を汲み上げ、運用上の対応を明確化することや制度の改善検討を促すことなど、PPP/PFIを民間事業者が活動しやすい規制改革・行政改革の端緒とする視点が重要である。

⁷ 平常時と災害時の境界をなくし、平時の生活を充実させることで災害時の生活も充実させるという考え方をいう。

さらに、民間事業者の発意によるPPP/PFI事業の案件形成を促進するため、地方公共団体における官民連携体制の明確化、実効性のある民間提案に向けた取組の強化等が必要である。地域プラットフォーム等において、行政と民間事業者が地域の抱える課題と活用可能な資源を共有することも有効と考えられ、地域プラットフォームの全国展開と機能強化が重要である。

v) 地域の主体の能力強化と人材の確保

行政職員の減少だけでなく、民間事業者の働き手不足も危惧される中、PPP/PFI事業の実施が次の事業の実施につながるという好循環を全国で生み出すには、地方公共団体、地域の民間事業者、地域金融機関など、PPP/PFIに携わる主体の能力強化と人材の確保が重要である。

このため、これまでに掲げた取組に加え、地域金融機関における案件形成能力の強化、機構を活用した地域金融機関の人材育成、PPP/PFI事業の実績を有する地域外の企業との協業・連携、地域への専門家派遣や地域プラットフォームを活用した地方公共団体や民間事業者のノウハウの定着・向上に取り組み、あわせて関係者の機運醸成を進める必要がある。また、それぞれの地域の実情をきめ細かく把握した上で施策の充実を図ることが重要である。

多様なPPP/PFIの手法やプロセスから地域の実情や課題に応じた適切なPPP/PFIの手法やプロセスが選択できるよう、実績や多様な効果、事業実施上の課題解決のノウハウ等の情報の共有・「見える化」を推進することが有効であり、国による情報提供を強化する必要がある。

vi) 広報活動の強化

行政、住民、民間事業者により大きなメリットをもたらすPPP/PFIを推進するため、その優良事例を地方公共団体に提供するとともに、行政、住民、民間事業者等に広く周知するため、WEBサイトの改善、SNSの活用、寄稿、講演など積極的な広報活動を実施する。

2. PPP／PFIの推進施策

(1) 地方公共団体等の機運醸成、ノウハウの蓄積、案件形成に向けた積極的な支援

【方針】

行財政負担の軽減のみならず、地域人材の育成や地域資源の活用、地域企業の参画など、PFI事業等の地域経済・社会に対する多様な効果を適切に評価し、案件形成、事業者選定、契約履行等のあらゆる段階において事業化を進めやすい環境整備を行うことにより、ローカルPFIの推進を図る。

PPP／PFIが自律的に展開する基盤の形成に向けて、優先的検討規程の策定・運用の支援とともに、優良事例の表彰など機運醸成に資する取組を促進する。

また、PPP／PFI事業に精通した人材の育成・活用に関する取組や、より一層の地方公共団体の負担軽減に資するマニュアルの整備など、実務担当者がPPP／PFI事業に関する必要な情報を容易に得ることができる環境の整備を進める。

あわせて、PPP／PFI地域プラットフォーム協定制度⁸による企画・構想段階の支援や導入可能性調査の支援、地方公共団体の初期財政負担の軽減のほか、多様な検討段階に応じた伴走型の支援を行い、案件形成を促進する。

加えて、民間事業者のイニシアティブを活用した案件形成を促進するため、構想段階からの継続的かつ安定的な官民対話を促進するなど、民間事業者による提案が積極的に活用されるよう実効性の高い環境整備を行う。

さらに、地域プラットフォーム（地方ブロックプラットフォーム⁹及び協定プラットフォームを含む。）の形成促進と継続的な活動の支援を行う。

以上を通じて、関係する各主体の機運醸成、ノウハウの蓄積、案件形成に向けた積極的な支援を行う。

【具体的取組】

i) ローカルPFIの推進

- ① 令和5年に作成し、令和8年2月に改定した「PPP／PFI事業の多様な効果に関する手引・事例集」や、令和5年6月に「事業者選定時の評価における地域企業の参画の有無、地域経済への貢献等の考慮」を追記したプロセス

⁸ 地方公共団体をはじめ地域の関係者のPPP／PFIに対する理解度の向上を図るとともに、地域の様々な事業分野の民間事業者の企画力・提案力・事業推進力の向上やその能力を活用した案件の形成を促進するため、内閣府及び国土交通省が地域プラットフォームの代表者と協定を結び、当該地域プラットフォームの活動を支援する制度をいう。内閣府及び国土交通省と協定を締結している地域プラットフォームを以下「協定プラットフォーム」という。

⁹ 国土交通省と内閣府が連携し、9つの地方ブロック（北海道、東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州・沖縄）に設置した産官学金がPPP／PFIに関する情報・ノウハウの横展開を図る活動の場をいう。

ガイドラインについて、令和4年10月に実施要領を策定した民間提案に対する加点措置と併せ、ローカルPFIの形成に活用されるべく周知する。(令和5年度掲載、令和6年度強化¹⁰) <内閣府>

- ② 優先的検討において、事業の目的や性質に応じ、行財政負担の軽減のみではなく、地域経済・社会への貢献等の多様な効果を評価することを促進するとともに、導入可能性調査への支援に際し、ローカルPFIの検討を一部要件化する。(令和5年度掲載) <内閣府>
- ③ 地域プラットフォームにおいて、機構や地域の経済団体等と連携し、ローカルPFIの理解促進、案件形成、地域企業の参画に資する取組の実施を促進する。(令和5年度掲載) <内閣府>

ii) PPP/PFI手法の優先的検討等の推進

- ① 令和7年6月に改定した「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」及び令和8年3月に改定した「多様なPPP/PFI手法導入優先的検討規程策定・運用の手引」(以下「指針等」という。)に基づき、人口5万人以上の地方公共団体における優先的検討規程の策定及び運用を促す。特に、策定意向がない地方公共団体に対し、PPP/PFI事業への理解や優先的検討規程を策定する機運を向上させる取組を実施する。また、人口20万人未満の地方公共団体へのPPP/PFI事業の導入が図られるよう、同指針に示す対象事業の事業費の基準を下回る基準を柔軟に設定できることを周知するとともに、優先的検討規程の運用を支援する事業等を実施する。特に人口10万人未満の地方公共団体については、先進的な取組を行う同規模の地方公共団体の事例の紹介を行う。(平成27年度掲載、令和8年度強化) <内閣府>
- ② 急速に人口減少が進む中、一層の歳出の効率化、不足する地方公共団体職員の補完を図るため、PPP/PFI事業において民間事業者の参入を促進するには一定の事業規模を確保することが望ましいことから、指針等に基づき、地方公共団体が策定する優先的検討規程において、優先的検討の開始時期において分野横断型PPP/PFI及び広域型PPP/PFIの検討を促進することを盛り込み、その趣旨に沿って優先的検討が行われるよう地方公共団体に周知するとともに、支援を実施する。(令和7年度掲載) <内閣府>
- ③ 指針等に基づき、地方公共団体が策定する優先的検討規程において、民間事業者が創出する多様な効果の検討・評価を促進することを盛り込み、その趣旨に沿って優先的検討が行われるよう地方公共団体に周知するとともに、支援を実施する。(令和7年度掲載) <内閣府>
- ④ 優先的検討規程の策定・運用状況については、毎年度調査を行い、結果を公表

¹⁰ 「令和〇年度掲載」は当該施策がアクションプランに記載された年度を示す。「令和〇年度強化」は当該施策が直近で実質的に拡充・強化された年度を示す。以下同じ。

- するとともに、負担軽減のための運用の簡素化を含め、優先的検討規程の実効性の向上に向けた見直しを促進する。(平成30年度掲載、令和4年度強化) <内閣府>
- ⑤ 国、地方公共団体及び公共法人における優先的検討の対象事業や検討の状況について、民間事業者による提案・参画促進の観点から積極的な公表を促す。また、PPP/PFI事業を実施する可能性がある国の独立行政法人であって優先的検討規程が未策定の法人に対し、早期の優先的検討規程の策定を促す。(令和4年度掲載、令和8年度強化) <内閣府>
- ⑥ PPP/PFIの導入検討を各分野の交付金等において一部要件化した事業分野(公営住宅、下水道、都市公園¹¹、一般廃棄物処理施設、浄化槽、農業集落排水、卸売市場、水道施設等、公立義務教育諸学校等、市街地整備等分野のまちづくりに必要な施設等、警察施設、工業用水道)について、着実に運用を実施する。(平成29年度掲載、令和6年度強化) <国土交通省> (令和元年度掲載) <環境省> (令和2年度掲載) <農林水産省> (令和3年度掲載) <文部科学省> (令和5年度掲載) <経済産業省> また、一部要件化する事業分野の更なる拡大に向けて検討を行う。(令和2年度掲載、令和4年度強化) <関係省庁>

iii) 首長、地方議会等の機運醸成に向けた情報提供等

- ① 首長、地方議会等のPPP/PFIに対する機運醸成を図るため、機構も協力して首長、地方議会等を対象としたセミナー等を実施する。特に、PFI事業の実績が無い又は少ない都道府県、地域プラットフォームが設置されていない都道府県に対して、国土交通省・機構と連携してトップセールスを実施する。(平成29年度掲載、令和6年度強化) <内閣府>
- ② 行政だけでなく民間事業者や住民それぞれにメリットをもたらすPPP/PFIの在り方など、本アクションプランの趣旨や内容に関する地方公共団体職員の理解増進及び機運醸成を図るため、全都道府県のPPP/PFI担当部局の課長級職員を集めた会議を開催するとともに、様々な機会を活用して地方公共団体への周知を徹底する。(令和6年度掲載) <内閣府、関係省庁>
- ③ 地方公共団体、住民、地域の中小事業者を含めた民間事業者、金融機関等の様々な関係者が、PPP/PFIを導入することで得られる効果や様々な事業手法をそれぞれの立場で分かりやすく感じることができる事例集等の説明ツールを開発し、周知活動を強化する。(令和4年度掲載、令和8年度強化) <内閣府>
- ④ 多くの地方公共団体の対象となり得る事業分野を中心に、PPP/PFIの参考となる事例を取りまとめた「PPP/PFI事業の多様な効果に関する手引・事例集」を周知し、地方公共団体におけるPPP/PFIに対する理解

¹¹ 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の会場となる都市公園内のスポーツ施設におけるPFI事業の推進を図る。

の浸透と積極的な活用を図る。また、ホームページなどを活用し、より多くの事例の発信を行う。(令和3年度掲載、令和4年度強化) <内閣府>

- ⑤ PPP/PFI事業の中から先導的な優良事例等を選定し、内閣府特命担当大臣等からその事例に対して表彰を行う「PPP/PFI事業優良事例表彰」を通じて、PPP/PFIの活用地域の拡大、活用対象の拡大及び民間事業者の創意工夫を図る。また、表彰と連動し、PPP/PFIに関する国民、地方公共団体、民間事業者等への積極的な広報を行う。(令和6年度掲載) <内閣府>

iv) マニュアル等の整理・周知による地方公共団体等の負担軽減

- ① PPP/PFI事業の検討を支援するため、令和5年3月に改定した「地方公共団体におけるPFI事業導入の手引き」について、それ以降に策定や改定等行った各種手引・事例集の内容の追加を検討する。(令和4年度掲載、令和8年度強化) <内閣府>
- ② 地方公共団体等がより適切にPFI事業の実施に係る各種契約書を作成できるよう、標準契約書を必要に応じて見直すとともに、各種契約書案をエリアや事業分野別に整理したPFI契約書情報及び各種マニュアルを充実させ、周知する。(令和2年度掲載、令和8年度強化) <内閣府>
- ③ PFI導入の検討手続の効率化や検討開始から事業契約締結までの検討期間の短縮化、公募に係る提案資料の削減など、行政と民間事業者の双方の負担軽減につながる取組として、地方公共団体向けPFI事業実施手続効率化のマニュアルを令和8年3月に策定・公表した。地域プラットフォームや各種講演等を活用して周知するなど、積極的な活用を促す。(令和7年度掲載) <内閣府>

v) 専門的な人材の派遣、育成、活用の支援等

- ① PPP/PFI事業の専門家、法律、会計、税務、金融等の高度な専門的知識を有する公共施設等運営事業の専門家及び地方公共団体等におけるPPP/PFIに係る業務経験が評価・認定された専門家の地方公共団体や地域プラットフォーム等への派遣によるPPP/PFI事業に関する情報提供、助言等の支援の実施について、更なる広報等の実施により、派遣件数を増やし、具体の案件形成に向けた取組を強化する。(平成28年度掲載、令和4年度強化) <内閣府>
- ② 国土交通大学校等の国の教育機関を活用し、実践的なカリキュラムを充実させるなどにより、PPP/PFI事業に関する知識を有する職員等を育成する。(平成28年度掲載) <国土交通省、内閣府>

vi) 民間事業者・金融機関における案件形成支援

- ① 地域の課題・事情に通じている民間事業者や地域金融機関と継続的に意見交換

を行い、PPP／PFIに取り組みやすい環境の整備に努める。(令和7年度掲載) <内閣府>

- ② 機構は、地域におけるPFI事業で地域の民間事業者が主導的な役割を担うことができるよう、従来からの地域プラットフォーム等を通じたPFIに係る知識や具体的案件への取組方法等の情報提供に加え、令和4年のPFI法改正を受け令和6年5月に機構内に設置した「官民連携支援センター」において、地域再生法に基づき付与されているコンサルティング機能も活用しつつ、企画・構想段階からの伴走支援を展開し、地域の民間事業者が参画しやすい案件形成に向けた支援や助言を一体的に行う。(平成28年度掲載、令和6年度強化) <内閣府>
- ③ 機構は、地域金融機関等の職員に対し、PFIに係る金融実務の習得を目的とした体系的な実務者研修を継続的に実施するとともに、令和7年度中に作成・提供した融資契約書等の参考例に加え、令和8年度中に解説書を作成・提供することで、プロジェクトファイナンスのノウハウの移転を進め、地域人材の育成を図る。これらにより、令和8年度までに機構がノウハウ移転を行った地域金融機関等が全ての都道府県において所在する状況の実現を目指す。(令和4年度掲載、令和8年度強化) <内閣府>
- ④ 地域金融機関が地域課題の解決に一層貢献していくための施策等を取りまとめ、令和7年12月に策定した「地域金融力強化プラン」に基づき官民連携のまちづくりを促進する観点から、地域金融機関による地域プラットフォームへの参画を促していく。(令和8年度掲載) <金融庁>

vii) 地方公共団体のPPP／PFI導入検討の財政支援等

- ① 地方公共団体がPPP／PFI導入検討に際し実施する導入可能性調査等の調査費用を支援する。特に、新たな活用モデルの形成への支援や、人口10万人未満の地方公共団体への支援を積極的に行う。(令和3年度掲載、令和4年度強化) <内閣府、関係省庁>
- ② 地域再生に資するプロジェクトとしてPPP／PFIの活用を図る地方公共団体の取組について、地域未来交付金等の支援措置により積極的に支援する。あわせて、地域プラットフォームや各種講演等を活用して周知するなど、積極的な活用を促す。(令和元年度掲載) <内閣府>
- ③ 小規模な地方公共団体を中心に、PPP／PFIを発注する際に必要となるアドバイザー費用等の初期の財政負担が課題となっていることから、アドバイザー費用について、各分野の交付金等(水道、下水道、農業集落排水、公営住宅、浄化槽、水力発電施設、一般廃棄物処理施設、都市公園、市街地整備等分野のまちづくりに必要な施設、警察施設、公営水力、工業用水道等)¹²

¹² 部分的な支援も含む。

により適切に支援するとともに、交付金等による支援分野の拡大等を含めて、地方公共団体の取組が加速するようなインセンティブについて検討を行う。

(令和2年度掲載) <内閣府、関係省庁> (令和5年度掲載) <経済産業省>

viii) 民間提案の積極的活用

- ① 民間事業者からの提案等を促進するため、地方公共団体におけるPPP/PFIに対応する統一的な窓口の設置やサウンディングの公募、民間提案の事業リストの公開を促すとともに、地方公共団体の窓口設置や事業リスト公開等の情報を一覧化して公表し、随時更新する。また、令和7年8月に取りまとめた性能発注に関する事例集及び令和8年4月に取りまとめた民間提案に関する事例集の周知を行う。(令和4年度掲載、令和7年度強化) <内閣府>
- ② PFI法第6条に基づく民間事業者からの提案等を全国から発掘し、幅広い分野において民間の提案をいかすため、「PPP/PFI投資促進タスクフォース」を活用し、民間事業者の設計・建設・運営・維持管理に係るアイデア・技術・サービス等(スタートアップの有する新技術やサービスを含む。)の募集等を行い、特定の施設に関する具体的な提案に結実するよう、関係府省のネットワークを通じ、提案に関心を有する管理者等との連絡・調整や具体的な提案に対する支援、制度的課題についての検討を行う。(令和8年度掲載) <内閣府>
- ③ PPP/PFI事業の促進にとって有益な民間事業者からの活発な提案を促すため、令和4年10月に策定した「公共調達における民間提案を実施した企業に対する加点措置に関する実施要領」を周知する。また、公共施設等の管理者等による「PPP/PFI事業民間提案推進マニュアル」の活用促進を図るとともに、民間提案の実施状況を定期的に調査し、民間提案制度の実効性をより高めるための検討を行う。(平成29年度掲載、令和4年度強化) <内閣府>

ix) 地域プラットフォーム等を通じた地域活性化に資するPPP/PFIの推進

- ① 地域プラットフォームを効果的に運営し、構想段階から継続的・安定的に官民対話を行って具体の案件形成につなげるため、令和7年度から創設した「地域プラットフォーム形成・運営支援」、令和7年5月に改定した「PPP/PFI地域プラットフォーム設置・運用マニュアル」、③のPPP/PFI専門家派遣制度等の活用による支援を行うとともに、地域の課題・事情に精通した民間事業者や地域金融機関等の参画を促進する。(令和6年度掲載) <内閣府>
- ② 特に人口20万人未満の地方公共団体の地域プラットフォーム(地方ブロックプラットフォーム及び協定プラットフォームを含む。)への参画を促進する。このため、③のPPP/PFI専門家派遣制度や初期財政負担支援等の支援事業

について積極的に周知を図るとともに、「PPP／PFI地域プラットフォーム設置・運用マニュアル」等の各種マニュアル活用により、特に人口20万人未満の地方公共団体に対して、PPP／PFI導入の意義・必要性を喚起する。

(令和3年度掲載、令和6年度強化) <内閣府、国土交通省>

- ③ 地域プラットフォームの実践ノウハウを有する専門家(現に地域プラットフォームに携わる者を含む。)や経験豊かな地方公共団体職員を既存の地域プラットフォームに派遣し、情報提供、助言等の支援を実施する。(平成28年度掲載) <内閣府>
- ④ 地方ブロックプラットフォーム等を積極的に活用し、地方公共団体・民間事業者におけるPPP／PFI事業の推進に関する国への施策ニーズの把握に努めるとともに、地域のインフラを支える地方公共団体の管理機能の確保やスモールコンセッションの推進等に向け、先進事例の横展開・官民対話の促進など、地方公共団体の事業化検討の支援等を行う。(平成28年度掲載、令和6年度強化) <内閣府、国土交通省>

(2) 分野横断型・広域型のPPP／PFIの展開

【方針】

人口減少の急激な進展やインフラ老朽化の進行により、地方においては、限られた財源・人材の下で膨大な更新需要に対応しつつ、公共サービスを持続的に提供していくことが喫緊かつ困難な課題となっている。こうした中、単独の施設・単一分野・単自治体による従来型の手法のみでは、効率的かつ継続的なサービス提供に限界が生じつつある。

このため、類似施設や共通業務を一体的に扱う分野横断型PPP／PFIや、複数の地方公共団体が連携して実施する広域型PPP／PFIの活用により、スケールメリットの発揮、業務の効率化・高度化、専門人材の補完等を図ることが重要である。これにより、公共サービスの効率的かつ継続的な提供と、民間事業者の参入機会の拡大を同時に実現することが期待される。

一方で、分野横断型・広域型のPPP／PFIについては、単独型と比較して事例数が限定的であり、地方公共団体間の調整負担、制度・契約面での整理の難しさ、案件形成ノウハウの不足等に加え、既設SPCの活用に関しても、地方公共団体、民間事業者、地域金融機関ごとに課題が存在する。

このため、分野横断型・広域型PPP／PFIの形成を重点的に推進する観点から、本分野に係るKPI(「経済・財政新生計画」において設定された、2027年度までに分野横断型・広域型PFI事業の累計件数217件)の達成を目指しつつ、案件形成に係る支援の強化、制度・運用上の課題の整理・解消(既設SPCの活用に係る課題整

理を含む。)、優良事例の横展開等を通じて、普及拡大や質の向上を図るとともに、¹³ 広域型の地域プラットフォームを核とした広域的な推進体制の構築を進める。

あわせて、優先的検討規程等において分野横断・広域での検討を促進するとともに、関係省庁の支援施策の横断的な活用を図りつつ、分野横断型・広域型PPP/PFIの普及・定着を図る。

【具体的取組】

i) 分野横断型・広域型PPP/PFIの一層の推進

- ① 国の出先機関や機構等が参画した全国9つの地方ブロックプラットフォームにおける広域型の地域プラットフォーム形成・運営の優良事例等の情報共有や、形成が進んでいない都道府県との個別対話等を通じて、複数の地方公共団体、地域内外の金融機関・民間事業者等で構成される広域型の地域プラットフォームの形成・運営を支援し、遅くとも令和8年度までに地域プラットフォームの全都道府県への展開を図る。PPP/PFIに関する専門的知見やファシリテート能力を有する大学関係者（アカデミア）や専門家等の多様な有識者の参画を促進する。（平成29年度掲載、令和5年度強化）〈内閣府〉
- ② 広域行政を担う都道府県が中心となり分野横断型・広域型PPP/PFIを一層推進していくため、都道府県域を単位とした広域型の地域プラットフォームが未設置の都道府県に対する設置に向けた働きかけを強化し、重点的な支援を実施する。（令和8年度掲載）〈内閣府〉
- ③ 分野横断型・広域型PPP/PFIの案件形成に資する取組を、協定プラットフォームを活用した支援、導入可能性調査等への支援等の既存の支援制度で優先的に採択するとともに、企画・構想段階からの伴走支援等により先行的な事例の形成を推進する。その上で、当該事例における課題や工夫のポイントを整理し、協定プラットフォームが集まる会議の開催等を通じて広域的な課題の検討事例として周知し、横展開を図る。（令和元年度掲載、令和8年度強化）〈内閣府〉
- ④ 先行事例でのポイントを整理した「分野横断型・広域型のPPP/PFI事業導入の手引」を説明会や地域プラットフォーム等で周知し、横展開を図る。（令和4年度掲載）〈内閣府〉
- ⑤ PFI事業の普及による案件数の増加に伴い、多数のSPC（特別目的会社）が設置され、民間事業者のマンパワー等が不足するのではないかと指摘がある。このため、既存のSPCが広域で新たに事業を受託する場合等について、事例等を踏まえた課題への対応を整理し、「分野横断型・広域型PPP/PFI

¹³ 広域型地域プラットフォームとは、複数市町村が参画する地域プラットフォームである。形成推進主体としては、都道府県の場合や、複数の市町村の場合がある。

事業導入の手引」の改定検討を行う。(令和7年度掲載、令和8年度強化) <内閣府>

- ⑥ P F I 事業の基礎データベースを整備する際に、分野横断型・広域型 P F I 事業の実施状況について把握を行い、当該データベースを通じて情報提供を行う。(令和8年度掲載) <内閣府>
- ⑦ 道路と送電施設を備えた海峡横断プロジェクト等の分野横断型の事業構想について、地方公共団体に対し、官民連携手法の導入に係る検討を支援することにより、案件形成を促進する。(令和8年度掲載) <内閣府>

ii) 個別分野・関連分野における広域化・集約化等に向けた具体策

- ① 上下水道においては、令和6年度予算で創設した「上下水道一体効率化・基盤強化のための補助制度」を活用しつつ、上下水道一体での P P P / P F I を推進する。集落排水については、令和6年4月に策定した「広域化・共同化計画実施マニュアル」等に基づき、下水道等との広域化・共同化によるスケールメリットの確保を図りつつ、案件形成を促進する。(令和6年度掲載) <国土交通省、農林水産省>
- ② 市町村の区域を超えた広域的な水道事業者間の連携等(広域化)の推進のため、総務省と国土交通省が連携し、地方公共団体が行う水道広域化推進プラン等に基づく広域化の取組への支援等を引き続き行う。(令和元年度掲載) <国土交通省、総務省> 下水道事業については、広域化・共同化の先進的な事例を横展開することにより、「広域化・共同化計画」の実施を着実に進め、P P P / P F I 活用の促進につなげる。(平成30年度掲載、令和5年度強化) <国土交通省>
- ③ 水道・下水道事業の広域化等及び更なる民間活用の促進に係る留意点等について、地方公共団体への周知を図る。(平成29年度掲載) <総務省>
- ④ 技術系職員に限られる中でも、的確なインフラメンテナンスを確保するため、複数自治体のインフラや複数分野のインフラを群として捉えて、効率的・効果的にマネジメントする「地域インフラ群再生戦略マネジメント(群マネ)」について、令和7年10月に公表した手引を活用した普及方策の検討や既存事例が乏しいスキームの具体化に向けた検討を進める。(令和4年度掲載、令和7年度強化) <国土交通省>
- ⑤ 一般廃棄物処理施設整備事業について、老朽化した廃棄物処理施設の増加、担い手の不足等が懸念されており、他のインフラとの連携に加え、都道府県と市町村の連携等により、効率的な事業となるよう努める。(令和元年度掲載) <環境省>
- ⑥ また、公共浄化槽等整備推進事業について、P F I 等の民間活用、大型浄化槽による共同化、公営企業会計の適用について検討することを要件化しており、令和4年度に改訂した「公共浄化槽等整備推進事業における P F I 等の民間活用の促進に資するマニュアル」に基づき更なる P F I 等の促進を図る。(令和元年度掲

載) <環境省>

- ⑦ 公園整備等と複合化した火葬場の整備・運営事業について、地方公共団体の検討を加速させるため、P F I の導入可能性調査に対する優先的な支援を検討するとともに、分野横断型・広域型の P P P / P F I の事例についてセミナー等で周知する。(令和8年度掲載) <内閣府>

(3) 多様な P P P / P F I の展開

【方針】

P P P / P F I の質と量の両面からの充実を図る上で、国の支援施策と機構による支援を積極的に活用して先導的事例を形成し、新たな P P P / P F I 活用モデルを横展開すること等により、多様な P P P / P F I の展開に取り組む。

民間事業者の経営ノウハウを導入し、施設のポテンシャルを最大限いかすことのできる公共施設等運営事業については、事業規模の大小を問わず、幅広い分野で活用されるよう、新たな分野での活用の拡大を図ることが重要である。

人口減少、水道・下水道・工業用水道の膨大な施設の老朽化、職員の不足など、現下の社会課題の解決に向け、公共施設等運営事業及び同方式に準ずる効果が期待できる官民連携方式¹⁴(両者を総称して「水の官民連携」¹⁵という。なお従前ウォーター P P P と呼称してきたものと同義とする。)の推進により官民一体でサービスを維持・向上させる必要がある。カーボンニュートラルの実現に向けて、民間事業者の創意工夫をいかした脱炭素化の取組を推進していくことも重要である。

また、低未利用の公的不動産を有効活用することで、地域の「価値」や住民満足度をより高めるとともに、新たな投資やビジネス機会を創出することが重要であり、国・地方公共団体側もまちづくりのビジョンを示すなど、官民対話も有効に活用しつつ、スモールコンセッション¹⁶、L A B V¹⁷、公有地の貸付・売却等の多様な P P

¹⁴ 水道、下水道、工業用水道の各分野において、公共施設等運営事業に段階的に移行するための官民連携方式として、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式をいう。

¹⁵ 国による支援に際し、管路を含めることを前提としつつ、民間企業の参画意向等を踏まえ、対象施設を決定する。地方公共団体のニーズに応じて、水道、工業用水道、下水道のバンドリングが可能である。なお、農業・漁業集落排水施設、浄化槽、農業水利施設を含めることも可能である。

¹⁶ 廃校等の空き施設や地方公共団体が所有する古民家等の空き家の活用について、民間事業者の創意工夫を最大限にいかした小規模(事業費原則10億円未満程度)な P P P / P F I 事業(コンセッションをはじめとした官民連携による事業運営)を行うことにより、地域課題の解決やエリア価値の向上につなげる取組を指す。

¹⁷ 地方公共団体等が土地等の公有資産を現物出資、民間事業者が資金出資を行って設立する官民共同事業体(Local Asset Backed Vehicle)をいい、L A B V を活用して事業開発を行うことを L A B V 方式という。L A B V を活用し、複数の開発プロジェクトを連鎖的に実施している事例がある。

P／P F I 手法から地域の実情や課題に応じた適切な手法を選択した公的不動産における官民連携の推進を図る。

なお、以下の具体的取組のうち、「P P P／P F I の活用を推進する新たな分野の開拓」に記載している各取組については、社会経済情勢や取組の進展状況等に応じて、随時、重点分野への追加を行う。

【具体的取組】

i) 公共施設等運営事業の裾野の拡大

- ① 公共施設等運営事業を推進するためには、既存の制度や枠組みの制約を明らかにしつつ、新たな分野での活用の拡大を図ることが重要であることから、公共施設等運営権の設定可否を整理した P F I 法に基づく「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（以下「P F I 基本方針」という。）の別表について、対象となる施設の追加や設定可の場合の条件明示等の変更を行い、さらなる活用を促す。（令和 8 年度掲載）＜内閣府＞
- ② 「P P P／P F I 投資促進タスクフォース」において民間事業者のアイデア等の募集等を行う仕組みを活用し、地方公共団体からの制度等の見直しの提案の機会も設け、これまで公共施設等運営事業が活用されてこなかった分野や活用が不十分な分野の案件形成に取り組む。（令和 8 年度掲載）＜内閣府＞
- ③ 有料道路については、下関北九州道路において公共施設等運営事業の活用を行うことになり、地方道路公社以外の者が管理することとなった場合には、これを可能とするために速やかに制度改正を検討する。（令和 8 年度掲載）＜国土交通省、内閣府＞
- ④ 「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」について、公共施設等の建設や改修と運営事業を同一の者が行うことが可能であることを明確化すること等の見直しを検討する。（令和 8 年度掲載）＜内閣府＞

ii) 「水の官民連携」の推進

- ① 「水の官民連携」を推進するため、トップセールス等の地方公共団体への働きかけ、国と地方公共団体の連携、各分野における支援施策の強化等を推進する。（平成 2 9 年度掲載、令和 6 年度強化）＜農林水産省、経済産業省、国土交通省、内閣府＞
- ② 水分野の公共サービスの効率的・持続的提供のため、水道・下水道・工業用水道に加え、集落排水も含めた分野横断型・広域型の「水の官民連携」の形成に取り組む地方公共団体を積極的に支援する。（令和 6 年度掲載）＜農林水産省、経済産業省、国土交通省、内閣府＞

iii) PPP/PFIによるカーボンニュートラルへの貢献

- ① 気候変動への適応・カーボンニュートラルへの対応のため、治水機能の強化と水力発電の促進を両立する「ハイブリッドダム」の主要な取組として、発電施設を新設・増設し、既設ダムにおける水力発電を推進する。(令和5年度掲載) <国土交通省>
- ② 地方環境事務所等の国の地方支分部局と地域プラットフォームの連携や、公共施設への太陽光発電設備の導入補助に際し原則PPA事業¹⁸に限定すること、ESCO事業等を活用した省CO₂設備の導入等により、民間事業者の創意工夫をいかした公共施設の脱炭素化など地域主導の脱炭素の取組を促進する。(令和4年度掲載、令和5年度強化) <環境省、内閣府>
- ③ グリーンインフラ官民連携プラットフォームにおける地方公共団体と先端的な技術を有する企業等とのマッチング支援、先導的なモデル地域の事例の水平展開等を通じ、民間資金等を活用したグリーンインフラの実装を推進する。(令和5年度掲載) <国土交通省>

iv) スモールコンセッションの推進

- ① 産官学金等の多様な主体が参加・連携する「スモールコンセッションプラットフォーム」等を活用し、首長への働きかけや関係者のノウハウの習得のための研修、官民交流イベントに取り組むとともに、プロジェクトの構想の策定等をサポートする専門家の派遣や先導的な事業の導入検討支援等を通じて、地方公共団体におけるスモールコンセッションの全国的な普及促進を図る。(令和6年度掲載) <国土交通省、内閣府>
- ② さらに、多様な主体による自走的な取組を加速化するため、プラットフォームの機能を拡充し、遊休公的施設に関する情報のマッピングによる共有・「見える化」と、案件形成に向けた官民マッチング等の対話機会の充実を図る。加えて、スモールコンセッションの実践のための「手引き」を策定し、円滑な案件形成に向けたノウハウを体系化して発信するとともに、専門家等から技術的助言が得られるワークショップを通じて個別案件の事業化へのきめ細かなサポートに取り組む。これらにより、先進事例の創出と効果的な横展開を通じて取組のスパイラルアップにつなげ、令和13年度までに、100件のスモールコンセッションの事業が具体化することを目標とする。(令和8年度掲載) <国土交通省、内閣府>

¹⁸ 発電事業者が、需要家の敷地内に太陽光発電設備を発電事業者の費用により設置し、所有・維持管理をした上で、需要家が発電事業者に対して電力使用量に応じた電気料金を支払う仕組みをいう。PPAとは、Power Purchase Agreement (電力購入契約)の略。

v) 新たなPPP／PFI活用モデル等の形成・普及促進

- ① 積極的に指標連動方式¹⁹が採用されることを目指し、令和7年6月に「指標連動方式に関する基本的考え方」について改定を行い、指標連動方式の具体的な活用イメージを普及するため、他の類似する方式（業績連動方式、成果連動型民間委託契約方式等）との違いや、指標連動方式に近い仕組みを導入している事例の掲載を行った。これらを踏まえ、地方公共団体・民間事業者と意見交換を行い、課題やニーズを把握するとともに、専門家派遣制度などを活用し、指標連動方式を採用した案件形成に向けた支援を引き続き実施する。（令和4年度掲載、令和7年度強化）＜内閣府＞
- ② 地域のインフラを支える地方公共団体の管理機能の維持、遊休公的施設の利活用、カーボンニュートラルの推進等の地方公共団体が抱える政策課題の解決に向けて、民間提案に基づく新たな官民連携手法の構築への支援を実施する。（令和6年度掲載）＜国土交通省＞
- ③ 地方公共団体が遊休地を複数所有し、それらを活用しても必ずしも収益性の高い不動産関連事業が期待できない場合への対応方策として、LABVを活用した事例を基に、事業の各プロセスにおけるポイントや、官民の役割分担・リスク分担等の留意点を整理した解説書を令和7年6月に作成・公表した。これを参考としつつ、地方公共団体・民間事業者等と意見交換を行い、普及拡大に向けた課題やニーズを把握するとともに、専門家派遣制度などを活用し、LABVを活用した案件形成に向けた支援を引き続き実施する。（令和5年度掲載、令和7年度強化）＜内閣府＞
- ④ 人口減少やインフラ老朽化が進む中で、強靱で持続可能な上下水道の実現に向けて「集約型・分散型のベストミックスによる施設の最適配置」を進めるため、給水区域内における水道の分散型システム²⁰の導入の検討手法をとりまとめた「水道事業における分散型システムの導入検討手引き」の周知を行う。また、令和6年度に開始された「上下水道一体革新的技術実証事業（AB-Crossプロジェクト）」により民間事業者の小規模分散型水循環システムを含む分散型システム導入の実証事業にも取り組む。（令和8年度掲載）＜国土交通省＞
- ⑤ フェーズフリーの視点を取り入れ防災に配慮した公共施設等の整備に当たっては、官民連携による創意工夫を活用していけるよう、令和8年5月に作成した

¹⁹ 公共施設等の管理者等（PFI法第2条3項）が主に利用料金の生じない公共施設等に関して実施させるPFI契約等（包括的民間委託契約等を含む）のうち、公共施設等の機能や持続性、管理者等が求めるサービス水準に対応した指標を設定し、民間事業者に委託等した際に支払う額等の一部又は全部が、当該指標の達成状況に応じて決まる方式をいう。

²⁰ 主に中山間地域等において用いられる小規模な水供給システムの総称。具体的には、集落ごと等に地域の水源から取水し、小型の浄水処理装置を設置して配水する小規模な施設（小規模な水道施設）や、管路維持が困難な集落等に給水するため、浄水場等から集落内の配水池に、車両や船舶、タンク等により浄水を運搬する手法（運搬送水）等が想定される。

先行事業を基とした事例集（フェーズフリーの視点を取り入れた公共施設等に関する事例集）の周知を行う。（令和7年度掲載）＜内閣府＞

- ⑥ 公共サービス改革法に基づく市場化テストを活用し、民間事業者の創意工夫をいかして、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る改革を引き続き実施する。（令和8年度掲載）＜総務省＞
- ⑦ 「下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版」の改訂状況を踏まえ、「水の官民連携」における「長期契約」、「性能発注」、「維持管理・更新の一体マネジメント」、「プロフィットシェア」という4つの要素を含み民間事業者による料金収受を前提としないPPP手法（レベル3.5更新実施型）を他の分野へ展開するため、PFIにおける事例が十分でなく、手法が確立されていない「プロフィットシェア」について、導入方法や発動条件、分配方法等を国のガイドライン等で明確化することを検討する。（令和8年度掲載）＜内閣府＞

vi) PPP／PFIの活用を推進する新たな分野の開拓

- ① 農業水利施設の包括的民間委託について、国が直轄で管理している施設での導入拡大を図るとともに、地方公共団体や土地改良区が管理している施設での試行を行い（令和8年度まで）、今後の導入拡大に向けてメリットや課題等の整理・検討を行う。（令和4年度掲載、令和5年度強化）＜農林水産省＞
- ② 現行衛星のPFI事業による運用状況を踏まえ、次期衛星についても運用がより効率的・安定的なものとなるよう、引き続きPFI等による運用を視野に事業内容の検討を行う。PFI等の導入に際しては、事業者による収益事業の提案を認めるなどにより民間事業者のビジネス機会が創出できるよう検討を進める。（令和4年度掲載、令和5年度強化）＜内閣府、関係省庁＞
- ③ 国立公園において、滞在体験の魅力向上に向けた検討を引き続き実施するとともに、選定された利用拠点において、民間提案を取り入れつつ具体的スキームの検討を行う。また、この利用拠点で得た知見をふまえ、令和13年までに全国の国立公園において、地域の理解と環境保全を前提に民間活用による魅力向上の取組を進める。（令和4年度掲載、令和6年度強化）＜環境省＞
- ④ 河川敷地占用許可準則に基づく社会実験を活用した更なる規制緩和により、河川裏の河川敷地における新たな民間投資を創出し地域活性化と河川管理の効率化の両立を実現する取組（RIVASITE）の導入促進を図るとともに、より有用な制度改正に向けた検討を行う。（令和4年度掲載、令和5年度強化）＜国土交通省＞
- ⑤ 国民公園の更なる魅力向上を図るため、民間活力をいかした整備等について引き続き実施するとともに、民間提案の行事・イベントの実証試験の実施等を

- 通じて公園管理の課題等の整理・検討を行う。(令和5年度掲載) <環境省>
- ⑥ 令和6年4月から施行された漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づき、官民連携による漁港施設や水面を活用した海業²¹の取組を促進するため、関係者への説明会の実施や、補助金により取組に係る調査等を支援する。(令和5年度掲載) <農林水産省>
 - ⑦ 公営駐車場について、需要動向やまちづくりの在り方等を踏まえ、P F Iの導入やまちづくり会社による駐車場運営をはじめとした民間事業者との連携による駐車場経営の改善、計画的な維持管理等の総合的なマネジメントを地方公共団体において積極的に進められるよう、ガイドラインの充実や優良事例の横展開等を行う。(令和5年度掲載) <国土交通省>
 - ⑧ スタンド・オフ防衛能力²²の実効性の確保をはじめ、宇宙領域を活用した常時継続的な目標情報の探知・追尾能力の獲得を目的として、P F I方式による衛星コンステレーション²³の構築を進める。(令和7年度掲載) <防衛省>
 - ⑨ 防災目的で地方公共団体が所有するキッチンカーに関する日常時と非常時の活用可能性について具体的な取組内容や課題の実態把握に努め、必要に応じて調査結果を地方公共団体等へ情報提供を行う。(令和7年度掲載) <内閣府>
 - ⑩ 警察官の教育訓練や生活の場である警察学校について、P F Iの活用を積極的に検討し、老朽化した施設の建替等を進めるとともに、施設の集約も推進し、生活環境の改善を加速させる。(令和8年度掲載) <警察庁>
 - ⑪ 在外公館において、老朽化により大規模修繕が必要な施設の更新等に際し、現地の法制度の基礎調査や想定される事業パターンを整理する等のP F I導入可能性調査・検討を行うとともに、国内外の事業に関心のある民間事業者との対話を促進する。(令和8年度掲載) <外務省>
 - ⑫ 防衛装備品の維持・整備について、即応性の向上を図りつつ、業務の効率化及び経費の抑制(費用対効果の最大化)を行うための取組として、成果の達成に応じて対価を支払うP B L²⁴の導入を拡大させるため、継続的に「防衛省P B Lガイドライン」の見直しを行うなど利活用の促進に向けた取組を実施する。(令和8年度掲載) <防衛省>

²¹ 海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業であって、国内外からの多様なニーズに応えることにより、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出すことが期待されるものをいう。

²² 我が国に侵攻してくる艦艇や上陸部隊等に対して脅威圏の外から対処する能力をいう。

²³ 一定の軌道上に多数の小型人工衛星を連携させて一体的に運用するシステムをいう。

²⁴ Performance Based Logisticsの略。装備品の維持・整備において、必要な修理や部品の調達をその都度契約するのではなく、可動数向上や修理期間短縮等の成果に対して対価を支払う包括的な契約のこと。成果の達成にあたり民間事業者には裁量を与える観点からPPPと親和性の高い契約手法と考えられる。

vii) 公的不動産等における官民連携の推進

- ① 地域プラットフォームや民間事業者、大学等と連携し、行政財産の目的外使用許可や、未利用国有地の暫定活用を含めた情報発信を強化し、更なる国有財産の有効活用に取り組む。特に行政財産の目的外使用許可に関しては、関係省庁と連携し、全国の庁舎等の有効活用に向けた取組を推進する。また、国家公務員宿舎の新規建設を着実に進め、PFI活用を推進する。(令和4年度掲載) <財務省、内閣府、関係省庁>
- ② 国有財産の有効活用の際に制度面、運用面での改善要望について、民間事業者等から積極的に受け付け、改善策を検討し、必要に応じ規制緩和等の措置を行う。(令和4年度掲載) <内閣府、財務省、関係省庁>
- ③ ゆとりとにぎわいのある「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの空間形成に向け、官民が連携して行う既存ストックの一体的・効果的活用(公共空間の利活用、民間事業者によるオープンスペースの提供等)を推進するとともに、有識者懇談会の中間とりまとめとして公表した「成熟社会の共感都市再生ビジョン」や「官民所有のパブリックスペースの利活用・管理」ワーキンググループの議論等を踏まえ、民地を含むパブリックスペースの更なる利活用促進にむけた既存制度の改善等の措置を行う。(令和4年度掲載、令和8年度強化) <国土交通省>
- ④ 若年人口の減少に伴い、学校の統廃合が進むなど、今後小中学校施設等の遊休化が急速に拡大する中、文教施設等の集約・複合化に関するPPP/PFI事業の案件形成を進めるための支援を行うとともに、文教施設分野における複合化を含めた多様なPPP/PFIの事例集や廃校活用事例集を周知し、横展開を行う。(平成29年度掲載) <文部科学省>
- ⑤ 学校施設の地域の中核拠点化に向けて、複合施設化に関する優良事例を収集し横展開を図るとともに、未利用時間の利活用等、学校施設における官民連携の活用に関する課題の検証や事例の周知等を図る。(令和4年度掲載) <文部科学省、経済産業省>
- ⑥ 国・地方公共団体等が公共サービスの提供に当たって自ら資産を保有するという従来の手法以外の柔軟な手法(公共施設の非保有手法)について、活用が有効と思われる条件や活用する際の留意事項等及び参考となる事例を取りまとめた基本的考え方を周知し、公共施設の非保有手法の活用促進を図る。(令和3年度掲載) <内閣府>

- ⑦ 地方公共団体における公共施設等総合管理計画²⁵等の策定・改訂や固定資産台帳等の更新・公表を引き続き進めることにより、公的不動産の活用への民間事業者の参画を促す環境の整備を進める。(平成26年度掲載) <総務省>また、総合管理計画の策定・改訂に当たってPPP/PFIの積極的な活用を検討するよう、地方公共団体に対し要請していることを踏まえ、引き続きPPP/PFIに関する記載状況を把握の上、公表を行う。(令和4年度強化) <総務省、内閣府>
- ⑧ 地方公共団体や民間事業者等を対象として、不動産特定共同事業等を活用して資金調達を行ったPREなど遊休不動産の活用事例等を紹介するセミナーを業界団体等と連携して継続的に開催するとともに、地方公共団体と民間事業者のマッチングを促進するPREポータルサイトを運営することで、公的不動産の利活用を促進する。(平成30年度掲載) <国土交通省>
- ⑨ 道路上部空間の利用等により、都市再生と一体的な高速道路の大規模改修を推進するため、首都高速道路築地川区間をモデルケースとし、PPPの活用について検討を引き続き推進する。(平成28年度掲載) <国土交通省>
- ⑩ 地方公共団体が遊休地を複数所有し、それらを活用しても必ずしも収益性の高い不動産関連事業が期待できない場合への対応方策として、LABVを活用した事例を基に、事業の各プロセスにおけるポイントや、官民の役割分担・リスク分担等の留意点を整理した解説書を令和7年6月に作成・公表した。これを参考としつつ、地方公共団体・民間事業者等と意見交換を行い、普及拡大に向けた課題やニーズを把握するとともに、専門家派遣制度などを活用し、LABVを活用した案件形成に向けた支援を引き続き実施する。(令和5年度掲載、令和7年度強化) <内閣府> (2.(3)v) ③再掲)

(4) 物価高騰等の事業リスクへの対応

【方針】

物価変動への対応について、令和6年度以降、ガイドライン等の改正や通知等の発出を行い、管理者等と民間事業者の間で協議が行いやすくなったという声があるなど一定の成果が出ているところであるが、物価上昇の局面が続く中、更なる対応が必要である。民間事業者が適正な利益を得られるよう、実態調査やヒアリング等を踏まえ、PFI基本方針の変更やガイドライン等の改正及び適切な対応の周知徹底を行うとともに、実態について継続的な把握を行う。また、その他の事業リスクに関して新たに顕在化した課題について検討を行う。

²⁵ 「インフラ長寿命化基本計画」(平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定) IVの行動計画をいう。

【具体的取組】

i) 制度改善

- ① 令和7年度に実施した地方公共団体に対する実態調査及び事業者に対するヒアリングや建設業法等の改正内容を踏まえ、地方公共団体も含めてより明確に対応を促すため、PFI基本方針を変更する。併せて、「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」、「契約に関するガイドライン」及び「PFI標準契約1（公用施設整備型・サービス購入型版）」について必要な改正を行う。これらの改正内容を含め、物価変動への対応について改めて周知を行うとともに、地方公共団体における対応状況について継続して調査を行う。（令和8年度掲載）＜内閣府＞
- ② 物価変動を契約金額に適正に反映させるための契約変更等の協議に関し、迅速かつ円満な合意形成のため、地方公共団体及び選定事業者が第三者の助言を得られるための環境整備について検討を行う。（令和8年度掲載）＜内閣府＞
- ③ 災害発生リスク等、昨今の経済社会動向の変化により新たに顕在化してきたリスクも見受けられるため、令和8年度中を目途に調査を実施し、その結果を踏まえ、「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」の見直しを検討する。（令和8年度掲載）＜内閣府＞

ii) 物価高騰等に対する支援等

- ① PPP/PFI事業の専門家、法律、会計、税務、金融等の高度な専門的知識を有する公共施設等運営事業の専門家及び地方公共団体等におけるPPP/PFIに係る業務経験が評価・認定された専門家を地方公共団体や地域プラットフォーム等への派遣によるPPP/PFI事業に関する情報提供、助言等の支援を行うことについて、更なる広報等の実施により、派遣件数を増やし、具体の案件形成に向けた取組を強化する。（平成28年度掲載、令和4年度強化）＜内閣府＞
（2.（1）v）①再掲）
- ② PPP/PFIの実務に関する質問・問い合わせへの対応について、物価高騰等への対応を含め、地方公共団体や民間事業者が制度・契約・事業実施等に関する相談を円滑に行えるよう、ワンストップでの相談対応の在り方について検討を行う。（令和8年度掲載）＜内閣府＞

（5）取組基盤の充実

【方針】

PPP/PFI事業に対する取組意欲を高めるとともに、個々の課題解決に資するよう、デジタル化の進展に伴うオープンデータの充実に向けた取組の動向も踏まえ、取組事例や多様な効果等のPPP/PFIに関する情報の共有、「見える化」の強化に努める。

P F I 法の施行から 2 5 年以上が経過し、P P P / P F I の導入実績は着実に増加し、多様化する中、更なる活用促進に際し支障となる制度的な課題について、規制改革等の取組と連携した対応を検討するとともに、事業の量のみならず質を重視する観点から事後評価の一層の推進に努める。

【具体的取組】

i) 情報の充実・情報活用機会の充実

- ① P F I 事業の基礎データベースを周知するとともに、引き続き関係省庁や機構等の協力を得ながら、P F I に関する情報の一元化と充実に取り組む。あわせて、WEBサイトの充実や動画の活用など、参照しやすい形での発信を実施する。(令和4年度掲載) <内閣府>
- ② 令和8年2月に改定した「P P P / P F I 事業の多様な効果に関する手引・事例集」を広く発信し、各主体の取組意欲の向上やP P P / P F I 導入時に期待する効果の「見える化」を促進する。(令和4年度掲載、令和7年度強化) <内閣府>
- ③ 機構は、保有するノウハウ等を効果的に情報発信するため、WEBサイトの充実など広報活動の強化に取り組む。特にWEBサイトについては、掲載情報の質・量ともに改善を図り、参照しやすい形での情報発信を実施する。(令和4年度掲載) <内閣府>

ii) 制度改善

- ① 民間事業者の創意工夫を促進する観点から、民間事業者等から受ける制度改善や推進施策に係る意見について、民間資金等活用事業推進委員会において対応を検討するとともに、必要に応じて、内閣府規制改革推進室及び内閣官房の関係部局とも連携した上で、制度所管省庁と協議・調整し、「P P P / P F I 投資促進タスクフォース」を活用しつつ、制度や運用の改善に取り組む。(令和4年度掲載、令和8年度強化) <内閣府、内閣官房、関係省庁>
- ② 地方公共団体の事業において、民間資金を必要としない場合にも、事業者に対してS P C 組成を義務付けている案件がある。また、民間資金活用のメリットを十分に理解せず、検討期間を短縮できる、公的資金のほうが金利負担が少ないという理由だけで P F I 以外の手法を採用していると考えられる案件がある。民間資金活用やS P C の意義等をより明確にし、地方公共団体が事業手法の選択に当たって総合的な判断ができるよう「P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン」等の整理を行う。(令和8年度掲載) <内閣府>
- ③ P F I 事業の更なる促進等の観点から、株式等流動化の意義等や、株式譲渡及び債権流動化の進め方等を盛り込んだガイドラインの周知を図り、株式等流動化の促進に向けた環境の整備を行う。(令和2年度掲載) <内閣府、関係省庁>

- ④ 事業期間においても民間事業者が所有権を保持することにより機動的な施設改修等において民間事業者の創意工夫が発揮しやすい等のメリットがあるBOT方式（Build-Operate-Transfer）を促進するため、税制特例措置の適用期限を令和12年3月まで5年間延長した。BOT方式を採用する案件の形成促進に向けて、アンケート調査の機会等を活用し、BOT方式のメリット等の普及啓発に努めるとともに、地方公共団体や民間事業者における検討状況や本税制特例の適用ニーズの把握を進める。（令和6年度掲載）＜内閣府＞
- ⑤ 「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」には、民間事業者の募集、評価・選定方法の一つとして、公募型プロポーザル等の競争性のある随意契約が示されており、同時に、政府調達協定との整合性を確保することとされているが、どのような場合に整合性が確保されるのか、同ガイドラインへの明記を検討する。（令和8年度掲載）＜内閣府＞

iii) 事後評価の推進

- ① 期間満了PFI事業の事後評価の実施状況及びPFI事業の効果・課題を把握し、事後評価の実効性向上及び今後実施されるPFI事業にいかすため、定期的に事後評価の実施状況の調査を行う。この調査等の検証で得られた知見及び令和3年4月に策定した「PFI事業における事後評価等マニュアル」を周知し、期間満了後の検証のみならず、期間満了前の次期事業の検討にいかすほか、今後の事業方式の選定や事業内容の改善への活用を促す。また、事後評価結果の公表を促すとともに、地方公共団体等の負担軽減等の観点から、「PFI事業における事後評価等マニュアル」の改定、事後評価公表用のフォーマットの作成など、運用改善の検討を行う。（令和3年度掲載、令和8年度強化）＜内閣府＞
- ② 今後実施を検討する類似のPFI事業の参考となるよう、地方公共団体が実施した事後評価の結果のうちホームページ等にて公表が確認できた事業の一覧を令和8年2月に作成・公表した。その事業の一覧については、随時更新を行い、周知するなど、地方公共団体等における事後評価等に対する理解の浸透と積極的な活用を図るとともに、国が実施した事後評価の結果についても一覧に追加する。（令和8年度掲載）＜内閣府＞
- ③ 事業期間中に外部有識者による事業の運営実績の検証等を実施し、その結果を踏まえて現行事業終了後の方向性や他施設への適用可能性の検討を行う法務省の取組をはじめとする優良事例について、関係省庁へ横展開を図る。（令和8年度掲載）＜内閣府＞

(6) 株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用

【方針】

機構は、国・地方の厳しい財政状況下における公共施設整備等において、民間資金・ノウハウの活用を促進し、PFI事業を推進することを目的としている。民間金融を補完する「資金供給」と専門的知見に基づく「案件形成支援」を両輪に、事業を展開している。

足下の情勢は、物価高騰による必要融資額の増大に加え、金利上昇局面における「長期にわたる資金固定への懸念」や「他の運用対象と比較した相対的な低収益性」といった要因により、民間金融機関のみではリスク許容が困難な領域が拡大するなど、PFI市場の不確実性が増している。あわせて、安全保障分野において、事業契約解除時における違約金控除に伴う債権回収リスクといった、構造的に民間金融機関による対応が困難な領域への金融支援も不可欠となっている。一方で、インフラ老朽化対策の加速は喫緊の課題であり、ノウハウ不足等の課題に直面する地方公共団体や地域金融機関等において、機構による支援の重要性は高まっている。

本アクションプランの目標達成に向け、限られた人的リソースを最大限に活用し、物価高騰や金利上昇等の市場環境の変化や、安全保障能力の強化やインフラ老朽化等の社会のニーズを的確に捉えた戦略的な事業運営が不可欠である。このため、以下の事項を重点課題として掲げ、組織を挙げて強力で推進する。

【具体的取組】

- ① 機構は、物価高騰や金利上昇により民間金融機関のみではリスク許容が困難な案件に対し、民間金融機関と協調して積極的に出融資を行う。特に、案件推進に不可欠な場合には、公平性と財務健全性を担保しつつ、機構の強みである「長期・固定・低利」融資を戦略的に活用することで、民間資金の「呼び水」としての機能を最大限に発揮し、停滞する事業化プロセスを下支えする。また、地域のインフラ老朽化対策を加速させるため、従来の空港やアリーナ等の利用料収入に係る需要変動リスクを伴う大規模事業に加え、地元企業が主役となる「ローカルPFI」等にも、機動的かつ重点的に取り組む。
(令和8年度掲載) <内閣府>
- ② 機構は、我が国の安全保障、国民保護及び大規模災害等への対応能力を強化するため、防衛省が実施する「民間船舶の運航・管理事業」への金融支援を重点的に実施する。具体的には、事業者帰責による事業契約解除時に違約金がサービス対価から控除されることに伴い債権回収原資が不足するリスクに対し、民間金融機関による対応が困難な領域を機構のメザニン支援により補完することで、民間の参画と円滑なファイナンス組成を促進する。あわせて、令和9年度

開始予定の次期事業に向けた案件形成を進め、自衛隊の利用がない期間に民間収益事業を組み合わせる「混合型」スキームを、安全保障分野におけるPFIの先導的モデルとして確立し、国の財政・人的負担を抑制した効果的かつ効率的な防衛力整備に寄与する。(令和8年度掲載) <内閣府、防衛省>

- ③ 機構は、「官民連携支援センター」を活用し、案件発掘から事業実施段階までの各段階において、PFI事業の経験が無い市町村を含む地方公共団体や民間事業者等に対し、具体的かつ継続的なコンサルティング機能を発揮することで、PFIの裾野拡大と事業化プロセスの迅速化を支援する。具体的には、国の支援制度を活用した地方公共団体等へのフォローアップや地方公共団体及び地域金融機関との協定による連携強化、地域プラットフォームでの相談対応等を通じた案件形成支援を多角的に展開する。(平成28年度掲載、令和7年度強化) <内閣府>
- ④ 機構は、「官民連携支援センター」を通じ、地方公共団体が直面する専門ノウハウや民間事業者の不足、物価高騰への対応といった個別課題に対し、各団体の実情に即したきめ細やかな伴走支援を徹底する。あわせて、老朽化が進む地域インフラの再生に向けて、地域の担い手不足を補い事業規模を確保する分野横断型・広域型PFI等の普及・浸透に注力し、PFI事業の裾野の拡大を図る。なかでも重点分野である「水の官民連携」については、高度な先行事例の検討プロセスや課題を、他地域でも活用可能な「実務的知見」として体系的に集約・共有することで、地方公共団体側の心理的・実務的ハードルを解消し、各地域におけるコンセッション方式等の導入が着実に進展する環境を整備する。(令和8年度掲載) <内閣府、国土交通省>
- ⑤ 機構は、「官民連携支援センター」を通じ、独立行政法人を含む国の優先的検討の運用において求めがあった場合には、関係機関と連携して必要な支援を行うこととし、これに対応するための体制強化等必要な措置を講じる。(令和8年度掲載) <内閣府>
- ⑥ 機構は、地方公共団体・地域金融機関との連携協定によるネットワークを最大限に活用し、受動的な相談待ちに留まることなく、地域課題等の解決に資する事業ニーズの能動的な掘り起こしを強化する。あわせて、民間インフラファンドへの出資を通じて民間事業者の知見や情報を活用し、潜在的な案件を早期に捕捉するとともに、事業の最上流(構想・計画段階)からの関与を深めることで、着実な案件支援へとつなげる。(令和8年度掲載) <内閣府>
- ⑦ 機構は、連携協定や地域プラットフォームを基軸とした人材交流及び実務研修等を通じ、地域金融機関の案件形成及び審査・融資能力の向上と、地元民間事業者のPFI実務の習得を一体的に支援することで、地元関係者の事業参画への心理的・実務的ハードルを下げ、民間主導の具体的な案件形成を促すことで、将来的な機構の支援決定につながるパイプライン(支援候補案件群)を構築す

る。これにより、機構による支援が役割を終えた後においても、地元民間事業者の提案を地域金融機関が支える「地域自律型の推進体制」を整備し、地域インフラを支え続ける持続可能な経済基盤の底上げを図る。(令和8年度掲載) <内閣府>

- ⑧ 機構は、地域金融機関等の職員に対し、P F Iに係る金融実務の習得を目的とした体系的な実務者研修を継続的に実施するとともに、令和7年度中に作成・提供した融資契約書等の参考例に加え、令和8年度中に解説書を作成・提供することで、プロジェクトファイナンスのノウハウの移転を進め、地域人材の育成を図る。これらにより、令和8年度までに機構がノウハウ移転を行った地域金融機関等が全ての都道府県において所在する状況の実現を目指す。(令和4年度掲載、令和8年度強化) <内閣府> (2. (1) vi) ③再掲)
- ⑨ 機構は、P F I 推進に向けた機運を醸成する観点から、WEBサイトの充実や、地方公共団体・地域金融機関との連携協定、地域プラットフォームを活用した情報発信の強化に取り組む。あわせて、公的資金を運用する機関として、類似の投融資領域における関係機関との役割分担を踏まえた業務遂行等の在り方について検討を行うとともに、説明責任の履行と透明性の確保の観点から、支援額の開示を含む個別案件の一層分かりやすい情報開示や、令和8年度中にポートフォリオ全体の状況についての公表情報を充実させる。(令和4年度掲載、令和8年度強化) <内閣府>
- ⑩ 機構は、令和4年のP F I 法改正時の附帯決議及び支援基準の内容を踏まえ、保有する株式等及び債権について、全体としての長期収益性を確保しつつ、市場動向や各案件の特性に応じた実現可能性を精査した上で、P F I 資本市場の早期の自律的な形成への寄与も念頭に、同法第56条第2項に定める処分期限を待たず、早期かつ機動的な処分の在り方について検討する。(令和8年度掲載) <内閣府>

3. PPP／PFIアクションプラン推進の目標

(1) 事業規模目標

i) 目標設定の考え方

PPP／PFIの着実な推進を図っていくため、10年間（令和4年度から令和13年度まで）の事業規模目標を設定する。

この場合の事業規模は、PPP／PFIの活用により新たな民間事業者の経済活動を創出するという施策の目標を踏まえ、契約締結した事業から見込まれる民間事業者の契約期間中²⁶の総収入をもって測るものとする。

対象とするPPP事業の範囲は、PPP活用の推進を通じて従来よりも民間事業者の役割を大幅に拡大するという施策の目的を踏まえ、官民が連携して行う事業のうち次の3要件を満たすものとする。

- ・従来の官民の役割分担を見直し、民間事業者の役割を大幅に拡大し、その主体性を幅広く認めるものであること。
- ・協定等に基づき官民双方がリスクを分担すること。
- ・民間事業者が事業実施に当たり相当程度の裁量を有し、創意工夫をいかすことで、事業の効率化やサービスの向上が図られること。

ii) 類型ごとの考え方

①公共施設等運営権制度を活用したPFI事業（類型I）

公共施設等運営事業については、民間事業者の経営ノウハウを導入し、施設のポテンシャルを最大限いかすことにより、地域における成長の起爆剤とすることが重要である。スタジアム・アリーナ、文化施設など、今後の普及が期待されるフロンティアの拡大を強力に進め、質と量の両面から活用促進を図る。

本格的な人口減少社会の中で、増加する維持更新費等からその持続可能性が課題となっている水道、下水道といった生活関連インフラ分野において早期に民間事業者の経営ノウハウを導入し、その持続可能性を確保するため、公共施設等運営事業の活用を推進することが必要である。

また、料金徴収を伴う事業は、その内容によっては適切な範囲で公的負担と公共施設等運営部分から構成する混合型事業スキームの設定が可能である。このため、独立採算型が難しく、たとえ一部の費用しか料金により回収できない場合であっても、混合型として積極的に検討すべきである。これにより、従来よりも抑制された公的負担の下、公共施設等運営事業を実現し、民間事業者の経営ノウハウの導入による効果の創出が期待できる。

²⁶ 契約期間の満了日が令和14年度以降の契約については、令和14年度以降の総収入も事業規模に含む。

さらに、民間事業者の経営手法や創意工夫をいかすことができる事業規模を確保するため、複数施設の運営を一括して公共施設等運営事業化する「バンドリング」を推進するとともに、公共施設等運営事業の積極的な活用にとってのディスインセンティブとなる制度上の問題の解消を図ることが必要である。

②収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPPP/PFI事業 (類型Ⅱ)

既存施設に収益施設の併設・活用を行うことによって、施設の価値向上を図っていくことが重要である。その際、施設が持つ収益ポテンシャルは様々であり、利用料金や収益事業で整備・運営費の全てを回収できるもの（独立採算型）から、運営費等一部の費用のみしか回収できないもの（混合型）までであるが、たとえ一部の費用のみしか回収できない場合であっても、公的負担の抑制に資する観点から、積極的に活用することとする。その上で民間事業者の資金や創意工夫により収益拡大を目指すことが重要である。

また、収益型事業は、公共施設等の運営をより広範に民間経営に委ねる公共施設等運営事業へと将来的に発展する可能性を持つものであり、より広範な公共施設等に積極的に活用すべきであり、公共施設等の管理者側においても、積極的に公共施設等運営事業へと移行させる取組や働きかけを行うことが必要である。

③公的不動産の有効活用を図るPPP事業（以下「公的不動産利活用事業」という。）（類型Ⅲ）

低未利用の公的不動産を有効活用することで、まちのにぎわいを官民連携して創出し、地域の「価値」や住民満足度をより高めるとともに、新たな投資やビジネス機会を創出することが重要である。例えば、近年、公共施設の再編・複合化によって生まれる余剰地について、公共施設整備と併せ、民間活用を図り、効率的・効果的に事業を進めている事例も多く見られる。また、公共施設等総合管理計画等の策定・改訂や固定資産台帳等の更新等の状況も踏まえつつ、行政財産を含む国公有不動産や国立大学法人等の不動産等の公的不動産の最適利用を図っていくことが課題となっており、類型Ⅰ・Ⅱのみでなく、広くかつ柔軟に公的不動産利活用事業を活用することにより、これを進めることが重要である。その際、民間事業者の創意工夫を最大限活用するため、公共施設の再編に伴う余剰地の活用も含め、民間提案を積極的に活用する。

さらに、公的不動産を核にしたまちづくりのために官民の長期的なパートナーシップの枠組みをつくる新たな手法についても活用を積極的に検討すべきである。

④サービス購入型等のPPP／PFI事業（類型Ⅳ）

サービス購入型PFI事業や指定管理者制度等から成る本類型の事業は、PPP／PFI事業の実施経験の無い地方公共団体にとっては、PPP／PFI活用のファーストステップとしての効果が期待できることから、引き続き、積極的に活用することが重要である。

加えて、サービス購入型PFI事業は、我が国においてこれまでハコモノを中心に活用されてきたが、今後は、インフラ分野へと活用の幅を拡大することが必要である。

なお、サービス購入型PFI事業活用の検討に際しては、資金調達コストの差異のみで判断するのではなく、業務効率化による効果等を総合的に勘案したVFM²⁷の客観的な評価や、民間事業者の創意工夫の活用等による社会価値²⁸等への評価を踏まえて行うべきである。

また、指定管理者制度（負担付寄附を含む）や包括的民間委託は、民間事業者の役割の拡大を通じて将来的に公共施設等運営事業へと発展することが期待できるため、積極的活用を図るとともに、契約更新時や更なる民間活用の可能性を検討できる機会等に公共施設等運営事業への移行の可能性を積極的に検討することが重要である。

その他、官民が連携して行う事業のうち前述の3要件を満たすものとして、公共サービス改革法に基づく市場化テストについても引き続き活用することやPPPと親和性の高い取組として、「防衛省PBLガイドライン」に基づく取組を推進することが重要である。

iii) 目標

平成25年度から令和4年度までの事業規模目標21兆円を7年間で達成したことに加え、令和4年度からの3年間における実績や、社会経済情勢等を踏まえ、令和4年度から令和13年度までの10年間で40兆円の事業規模の達成を目指す。

これまでの事業規模実績を踏まえ、類型Ⅰで3兆円²⁹、類型Ⅱで12兆円、類型

²⁷ Value For Moneyの略。同一の公共サービス水準を前提に、公共施設等の管理者等が実施する場合における費用及び収入と、民間事業者が実施する場合における費用及び収入を比較した結果の差額のことをいう。この額がプラスの場合には、PPP／PFI事業の実施が適切であるとされる。

²⁸ 例えば、地方創生やSDGsに掲げられる持続可能なまちづくりの実現等の社会的な課題解決に資するもの。

²⁹ 類型Ⅰは、令和4年度からの3年間における実績において、関西国際空港・大阪国際空港のような大型案件がなく、今後も同程度の規模の事業が現時点では見込まれないことに留意した。

Ⅲで13兆円³⁰、類型Ⅳで12兆円を目標とする。

類型Ⅰについては、引き続き積極的な推進を図るとともに、事業規模の大小を問わず、幅広い分野で活用されることを目指す。

なお、個々の事業については、経済的・社会的に最適な事業手法により実施されるべきものであり、引き続き、各公共施設等の管理者等が客観的な評価を行い、これに基づき事業方式の選択を行う。

(2) 重点分野と目標

i) 重点分野の選定の考え方

民間ビジネス拡大効果が特に高い分野や、今後ストックの維持更新について大きな課題を抱えることが予想される分野、新たにPPP/PFIを導入することにより取組の加速が期待できる分野を重点分野として指定し、取組の強化を図る。取組の強化に際しては、機構の機能も活用・強化しつつ、関連施策を集中的に投入する。その際、既存の交付金等の助成事業について、PPP/PFIの活用がより促進されるよう制度改善を検討する。さらに、令和13年度までの10年間で具体化³¹を狙う事業件数のターゲット目標（10年ターゲット目標）を設定し、案件形成の加速化を図る。10年ターゲット目標はその進捗を毎年度フォローアップし³²、PDCAサイクルを実施する。10年ターゲット目標に対して更なる進捗が求められる分野³³については、他の分野の取組等を参考にしつつ、取組を一層強化する。

重点分野については、民間事業者の経営ノウハウを導入し、施設のポテンシャルを最大限いかすため、基本的には公共施設等運営事業の活用を目指すこととする。ただし、個別分野の特性を踏まえ、他の官民連携手法が有効な場合にはその可能性もあわせて検討する。

なお、重点分野と目標は、社会経済情勢や取組状況の進展に応じて、今後、随時追加・見直しを行う。

³⁰ 類型Ⅲは、令和4年度からの3年間における実績において、1兆円を超える大型案件が2件含まれるなどの特殊要因があったことや、今後も同程度の規模の事業が現時点では見込まれないことに留意した。

³¹ 10年ターゲット目標における「具体化」は、地方公共団体が主な事業主体であること等を踏まえ、個別案件の状況を斟酌しつつ、事業実施の決定に至る前の段階の案件についても対象とすることとし、①最終的な事業実施の有無にかかわらず、手法の一つとして事業実施の検討を行った案件、②実施方針公表段階となる予定の案件のほか、③実施契約を締結する予定の案件を対象とする。

³² 10年ターゲット目標は、複数分野を一体で事業実施する場合、それぞれの分野で件数を計上する（例えば水道と下水道の一体事業の場合、水道1件、下水道1件と計上する。）。

³³ 例えば、10年ターゲット目標に対する令和7年度末の進捗率が40%に達していない分野等が考えられる。

ii) 各重点分野における取組

① 空港

対象となる施設等	対象となる事業手法	10年ターゲット目標
空港	公共施設等運営事業	10件

原則として全ての空港への公共施設等運営事業の導入を促進するものとし、上記の目標の達成に向け、以下の施策等に取り組む。＜国土交通省＞

- ・民間委託空港状況フォローアップ会議の提言を踏まえ、コロナ禍を踏まえたリスク分担条項（プロフィット・ロスシェアリング条項、無利子貸付条項等）の新設等について、会議体を設け検討を進める。また、案件ごとに、実施契約への反映を検討する。（令和4年度掲載、令和8年度強化）＜国土交通省＞
- ・公共施設等運営事業における混合型スキームの導入の優良事例・効果について、情報を収集・発信する。（令和4年度掲載）＜国土交通省＞
- ・空港における公共施設等運営事業への理解を深めるための導入効果等の情報発信や働きかけを、地方公共団体と連携・協力の下、積極的に行う。（令和4年度掲載）＜国土交通省＞
- ・地方公共団体等に対し、公募手続きに係る知見の提供、関心のある企業等の紹介、調査費の支援等を積極的に行う。（令和4年度掲載）＜国土交通省＞
- ・公共施設等運営事業を推進するための個別施策に関し、進捗状況を「見える化」する。（平成29年度掲載）＜国土交通省＞
- ・公共施設等運営事業者の創意工夫が十分に発揮されるよう規制の緩和や合理化を進める。（平成28年度掲載）＜国土交通省＞
- ・羽田空港国際線ターミナルに関し、現在から契約満了までの間の追加投資について、その必要性の有無を確認する。また、必要な追加投資について、契約満了時のあり方に関する検討を行う。（令和8年度掲載）＜国土交通省＞

② 水道

対象となる施設等	対象となる事業手法	10年ターゲット目標
水道	「水の官民連携」	100件

水道分野では、「水の官民連携」（ウォーターPPP）の活用を目指し、上記の目標の達成に向け、以下の施策等に取り組む。＜国土交通省＞

- ・令和4年度から開始した水道分野初の公共施設等運営事業である宮城県の取組は他地域における公共施設等運営事業の活用の有力な先例となることから、関係

省庁が一丸となって着実な事業実施を支援する。(令和4年度掲載) <国土交通省>

- 水道施設や事業経営に係るデータを整理・調査し、水道事業の持続性・脆弱性に関する実態を把握し課題を整理し、地方公共団体へ働きかけを実施する。(令和4年度掲載) <国土交通省>
- 作成・公表した宮城県の事例を参考にした公共施設等運営事業の契約書及び要求水準書のひな形を周知する。(令和4年度掲載) <国土交通省>
- 令和5年度から拡充された官民連携の導入に向けた調査、検討及び計画作成等に関する支援事業(官民連携等基盤強化推進事業)を周知し、活用を促進する。(令和4年度掲載、令和5年度強化) <国土交通省>
- 「水の官民連携」の検討に対する国費支援に際し、管路を含めることを前提としつつ、民間企業の参画意向等を踏まえ、対象施設を決定することについて、引き続き周知する。(令和5年度掲載、令和6年度強化) <国土交通省>
- 「水の官民連携」の導入検討費用に関して、下水道等の他分野、他地方公共団体との連携等を前提とした導入検討については、引き続き、上限額を引き上げた国費による定額支援を行う。(令和5年度掲載、令和6年度強化) <国土交通省>
- 上下水道一体での「水の官民連携」の更新等整備費用に対し、引き続き重点配分を行う。(令和6年度掲載) <国土交通省>
- 水道事業に公共施設等運営事業を含む「水の官民連携」を活用することにより民間事業者のノウハウを導入することが、広域化と併せ水道事業の長期的な健全性の確保にとって有効な方策であることについて、広域化を契機としてPPP/PFIを活用している事例を含め、国が率先して示すことにより、地方公共団体による「水の官民連携」等の民間活用を強力に後押しする。(平成30年度掲載) <国土交通省>
- 水道分野における公共施設等運営事業を含む「水の官民連携」等の検討促進や住民不安の解消を目的とし、全国各地で水分野におけるPPP/PFI(官民連携)推進会議等を活用した啓発活動を実施する。(平成29年度掲載、令和7年度強化) <国土交通省>
- 水道事業における公共施設等運営制度の運用について、水道施設運営権の設定に係る国土交通大臣の許可に関する審査についての基本的な考え方を定めた「水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン」等の周知を促進する。(平成30年度掲載、令和4年度強化) <国土交通省>
- 水道分野において官民連携の活用に取り組む地方公共団体に対しては、案件形成に向けて事業スキームの検討や他分野を含めた先進的な取組事例に関する情報提供や助言等により継続的な支援を行う。(平成29年度掲載) <国土交通省>
- 10年ターゲット目標の達成に向けて案件形成を一層加速させるため、地方公共団体に対し、主に官民のリスク分担や分野横断型・広域型に関する記載を拡充した「水道分野における「水の官民連携」ガイドライン」を策定・周知する(令和

8年度掲載) <国土交通省>

- ・複数の地方公共団体が事業の広域化のために事業の統合を図る際、統合前の地方公共団体の料金体系を統合後の事業体が地域別に引き継いで運用できるよう、制度上の整理を行う。(令和8年度掲載) <国土交通省、総務省>

③ 下水道

対象となる施設等	対象となる事業手法	10年ターゲット目標
下水道	「水の官民連携」	100件

下水道分野では、下水道処理施設の9割以上で民間委託、3割程度でPPP/PFIが導入されるなど、官民連携が進んでいるところであるが、より一層民間事業者の経営ノウハウの導入による持続可能性の確保等を図る観点から、公共施設等運営事業の活用を目指し、上記の目標を令和8年度中に前倒して達成するため、以下の施策等に取り組む。<国土交通省>

- ・汚水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている汚水管の耐震化を除き、「水の官民連携」(ウォーターPPP)導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化する。その際、市町村ごとの委託による小規模案件の乱立等により、事業の広域化が妨げられることのないよう要件の制度設計を行う。このことについて、地方公共団体に周知し、「水の官民連携」の導入検討の促進を図る。以上の取組を前提としつつ、10年ターゲット目標の引き上げについては、令和8年中に結論を得る。(令和4年度掲載、令和8年度強化) <国土交通省>
- ・下水道事業について、公営企業会計の適用を要件化しており、この取組を着実に進め、PPP/PFI活用の促進につなげる。(平成30年度掲載) <国土交通省>
- ・公共施設等運営事業内での改築等整備費用に対し、令和5年度より国費支援の重点配分を行う。(令和4年度掲載、令和5年度強化) <国土交通省>
- ・「水の官民連携」の導入検討費用に関して、他分野、他地方公共団体との連携等を前提とした導入検討については、引き続き、上限額を引き上げた国費による定額支援を行う。(令和5年度掲載、令和6年度強化) <国土交通省>
- ・上下水道一体及び他の地方公共団体と一体となっていく「水の官民連携」の改築等整備費用に対し、令和6年度より国費支援の重点配分を行う。(令和6年度掲載、令和8年度強化) <国土交通省>
- ・「水の官民連携」の具体的な案件形成に向けて、地方公共団体に対し、主に官民のリスク分担や分野横断型・広域型に関する記載を拡充した「下水道分野におけ

る「水の官民連携」ガイドライン第3.0版」を周知するとともに技術的な助言を行う。また、モデル都市の課題整理、スキーム検討、効果分析等を支援し、成果の全国発信・横展開を図る。(平成28年度掲載、令和8年度強化) <国土交通省>

- 地方公共団体及び民間事業者を対象に「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」と「民間セクター分科会」を統合した「水分野のPPP/PFI(官民連携)推進会議」(官民連携推進会議)をオンライン併用で開催するなど、官民が参加しやすい形で情報共有や意見交換を図り、官民それぞれの視点からPPP/PFIの先進事例の効果・メリットを積極的に発信し、官民の相互理解を深める。また、地方公共団体を対象に「ウォーターPPP分科会」及び「モニタリング小分科会」を開催し、地方公共団体間の意見交換、有識者による助言等を通じ「水の官民連携」の導入を支援する。(平成29年度掲載、令和7年度強化) <国土交通省>
- 先行的に公共施設等運営事業を開始した浜松市、須崎市、宮城県、三浦市及び宇部市の着実な事業実施を支援する。具体的に検討を進めているその他の地方公共団体に対しても、技術的な助言等を実施する。(平成28年度掲載、令和7年度強化) <国土交通省>
- PPP/PFIの導入を推進する観点から、財務や経営の「見える化」を推進するため、経営に関する指標について地方公共団体間で比較できる情報を提供する。(平成29年度掲載) <国土交通省>
- 「下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版」を改訂し、「長期契約」、「性能発注」、「維持管理・更新の一体マネジメント」、「プロフィットシェア」の4つの要素を公共施設等運営事業と同程度に満たすレベル3.5更新実施型の募集要項、契約書、要求水準書のひな型を追記する。(令和8年度掲載) <国土交通省>
- 複数の地方公共団体が事業の広域化のために事業の統合を図る際、統合前の地方公共団体の料金体系を統合後の事業体が地域別に引き継いで運用できるよう、制度上の整理を行う。(令和8年度掲載) <国土交通省、総務省>

④ 道路

対象となる施設等	対象となる事業手法	10年ターゲット目標
交通ターミナル等の道路分野全体（他分野との連携含む）	公共施設等運営事業等のPFI、PFI以外のPPP	65件

交通ターミナルをはじめとする道路分野全体（他分野との連携含む。）におけるPPP/PFIの活用について、上記の目標の達成に向け、以下の施策等に取り組む。
 <国土交通省>

- ・交通ターミナルについては、品川駅、追浜駅、新潟駅、近鉄四日市駅、神戸三宮駅、呉駅、札幌駅において、交通事業者等の関係機関と調整しつつ、道路管理者である国が主体となって具体化に取り組む。（令和4年度掲載、令和5年度強化）<国土交通省>
- ・愛知県道路公社における公共施設等運営事業の先行事例について、その成果等を情報収集しつつ、情報提供をはじめとした横展開を図る。（平成28年度掲載）<国土交通省>
- ・高速道路のSA・PA等の施設については、民間資金の活用を図るという観点から、PFI手法等の活用に向けた検討を行う。また、令和7年12月に都市計画決定された下関北九州道路については、国土幹線道路部会に設置された「本州・九州連携小委員会」で議論された結果も踏まえつつ、公共施設等運営事業を含むPPP/PFIの手続を経ることを前提に、事業化を検討する。引き続き、エリア単位での活用も視野に検討する。（令和4年度掲載、令和8年度強化）<国土交通省>
- ・直轄駐車場については、効率的な維持管理・運営や駐車場利用者の利便性向上のため、公共施設等運営事業の具体化に向けた検討を行う。（令和6年度掲載）<国土交通省>
- ・直轄国道の道路照明のLED化については、取組の加速化や整備費用の削減を図るため、近畿地方整備局大阪国道事務所における取組状況等を踏まえて横展開を図る。（令和8年度掲載）<国土交通省>

⑤ スポーツ施設（スタジアム・アリーナ等）

対象となる施設等	対象となる事業手法	10年ターゲット目標
スタジアム・アリーナ・体育館・プール等	公共施設等運営事業等のPFI	50件

公共施設であるスポーツ施設について、公共施設等運営事業等のPFIの具体化に向けた取組を着実にを行い、上記の目標³⁴の達成に向け、以下の施策等に取り組む。

<文部科学省>

- ・「スタジアム・アリーナに係るコンセッション事業活用ガイドライン」及び「スタジアム・アリーナ改革ガイドブック（第3版）」を周知するとともに、引き続き最新情報を収集しつつ、拡充を検討する。（令和4年度掲載、令和7年度強化）
<文部科学省、内閣府>
- ・地方公共団体等に対して、公共施設等運営事業を含むPPP/PFI手法の導入の検討状況を把握するための調査を定期的を実施し、地方公共団体の意向を踏まえつつ公共施設等運営事業の候補案件をリストアップし、トップセールスをはじめとする案件候補の掘り起こしを重点的に実施する。（令和4年度掲載、令和5年度強化）<文部科学省>
- ・地方公共団体によるスポーツ施設の整備等における公共施設等運営事業の導入に関して、具体的な構想・計画の策定やアドバイザー経費に対する支援を行う。（令和4年度掲載、令和5年度強化）<文部科学省>
- ・スポーツ施設における公共施設等運営事業の活用拡大に向け、導入可能性調査や整備等に活用が可能な交付金等（地域未来交付金、社会資本整備総合交付金、都市構造再編集中支援事業等）において、必要な支援等を行う。なお、施設の初期投資に応じて一定の比率以上の民間企業からの投資が得られる、エンターテイメントを含む複合的な機能を持つスポーツ施設に対しては、重点的な国費支援や地方財政措置の対象とする。国費支援の内容や手法については、施設の立地によって活用できる交付金等の内容に差があることを踏まえて、そのあり方を検討する。（令和4年度掲載、令和8年度強化）<内閣府、国土交通省、文部科学省>
- ・スポーツ施設の具体の案件形成やスポーツコンプレックス³⁵の推進に向けて、関係府省と連携しながら、支援パッケージや事例集の周知を図るなど、説明会等に

³⁴ 公共施設等運営事業以外のPFIを令和8年度より対象となる事業手法に追加。

³⁵ スポーツコンプレックスとは、単なるスポーツ施設単体でなく、より一層地域の活性化につながるよう、まちづくりとして推進すべく、以下の要素を意識しながら、十分なエリアとしてのマネジメントの下、他の施設やインフラ等とともに、総合的・複合的な整備・活用の進展を図るものである。①異競技の集合化、②異分野の複合化、③まちづくりとの連携による、各種政策目標の実現

において地方公共団体等への働きかけを積極的に実施するとともに、地方公共団体等の積極的な導入検討を促進するため、セミナーの開催や相談窓口の開設等を実施する。（平成28年度掲載、令和5年度強化）＜文部科学省＞

⑥ 文化・社会教育施設

対象となる施設等	対象となる事業手法	10年ターゲット目標
劇場・音楽堂、博物館 ・美術館・水族館、 公民館・図書館等	公共施設等運営事業等の P F I	35件

公共施設である文化・社会教育施設について、令和4年度から公共施設等運営事業等の活用に向けた取組を抜本的に強化し、上記の目標の達成に向け、以下の施策等に取り組む。＜文部科学省＞

- ・地方公共団体等に対して、公共施設等運営事業を含むPPP／PFI手法の導入の検討状況を把握するための調査を定期的実施し、地方公共団体の意向を踏まえつつ公共施設等運営事業の候補案件をリストアップし、トップセールスをはじめとする案件候補の掘り起こしを重点的に実施する。（令和4年度掲載、令和5年度強化）＜文部科学省＞
- ・文化・社会教育施設の整備等における公共施設等運営事業を含むPPP／PFI手法の導入を促進するため、導入可能性調査等の検討経費への支援や専門家による伴走支援を行う。（令和4年度掲載、令和5年度強化）＜文部科学省＞
- ・公共施設等運営事業の活用推進に向け、先行事例を基にノウハウ等の横展開を図り、また、令和4年度に策定・公表した実施契約書・要求水準書等のひな形について、地方公共団体への資料提供等を進める。（令和4年度掲載）＜文部科学省＞
- ・文化・社会教育施設における公共施設等運営事業を含むPPP／PFI手法の活用拡大に向け、導入可能性調査や整備等に活用が可能な交付金等（地域未来交付金、社会資本整備総合交付金、都市構造再編集中支援事業等）において、必要な支援等を行う。（令和4年度掲載）＜内閣府、国土交通省＞
- ・文化・社会教育施設の具体の案件形成を推進するため、関係府省と連携しながら、支援パッケージや事例集の周知を図るなど、地方公共団体等への働きかけを積極的に実施するとともに、地方公共団体等の積極的な導入検討を促進するため、セミナーの開催や相談窓口の開設等を実施する。（平成28年度掲載、令和5年度強化）＜文部科学省＞

⑦ 大学施設

対象となる施設等	対象となる事業手法	10年ターゲット目標
国立大学法人及び 大学共同利用機関法人 の施設	公共施設等運営事業等の P F I、P F I 以外の P P P	45件

国立大学法人等の施設について、上記の目標の達成に向け、以下の施策等に取り組む。＜文部科学省＞

- ・収益を伴う施設の整備事業について、公共施設等運営事業等のP P P / P F I 事業の更なる推進・発展のため、アドバイザーによる支援や施設整備に対する一部補助、実効性のあるP P P / P F I 事業の構築に向けた分析・発信等により、国立大学法人等の取組を支援する。また、更なる取組事例等の周知等、積極的な取組を進める。（令和4年度掲載、令和8年度強化）＜文部科学省＞
- ・施設整備補助の交付に際し令和4年度より原則としてP F I の実施を要件化した一定規模を超える新築・改築事業の円滑な実施や着実な事業開始に向けて、国立大学法人等に対する伴走支援を行うなど、取組を着実に進める。（令和4年度掲載、令和6年度強化）＜文部科学省＞

⑧ 公園

対象となる施設等	対象となる事業手法	10年ターゲット目標
国営公園及び都市公園	公共施設等運営事業や P a r k - P F I による 公園全体での民間活用	35件

12か所の国営公園等、利用料金の設定された公園における公共施設等運営事業の導入を進めるとともに、その他の都市公園では182公園でP a r k - P F I が活用され、165公園で活用を検討中であるところ、引き続き官民連携手法の多様化に取り組む。具体的には、公共施設等運営事業等により公園全体を対象とした民間活用について、上記の目標の達成に向け、以下の施策等に取り組む。＜国土交通省＞

- ・国営公園においては、広域的な見地から設置され、概成している公園の中から設定された公共施設等運営事業のモデルとなる公園について、サウンディング調査による民間事業者のニーズ等を踏まえ、事業の具体化に向けた検討を行う。また、これらの状況を踏まえ、他の公園における導入についても引き続き検討する。（令和4年度掲載、令和5年度強化）＜国土交通省＞

- ・公園全体での民間活用の拡大に向け、令和5年度から創設された官民連携による公園の整備・管理運営のための調査を含め、地方公共団体の取組を調査から整備まで一貫して支援するとともに、令和4年度に策定・公表した事例集やノウハウ等を記したガイドラインを活用し、横展開等を図る。(令和4年度掲載、令和5年度強化) <国土交通省>
- ・都市公園法に基づく公募設置管理制度(Park-PFI)について、令和5年度から創設された官民連携による公園の整備・管理運営のための調査に対する支援を含め、地方公共団体の取組を調査から整備まで一貫して支援するとともに、令和4年度に策定・公表した事例集やノウハウ等を記したガイドラインを活用し、引き続き着実な導入促進を図る。(平成29年度掲載) <国土交通省>

⑨ MICE施設

対象となる施設等	対象となる事業手法	10年ターゲット目標
MICE施設	公共施設等運営事業等のPFI	30件

公共施設であるMICE施設について、公共施設等運営事業等のPFIの具体化に向けた検討の支援を着実にを行い、上記の目標の達成に向け、以下の施策等に取り組む。 <国土交通省>

- ・地方公共団体に専門家を派遣し、公共施設等運営事業等のPFI事業導入に向けた課題の調査を行うとともに、事業発案段階で分野横断型事業の働きかけ等を行う。また、MICE施設運営に関わる民間サウンディング等を容易にするため、サウンディングパートナー企業の情報拡充等のプラットフォームの充実を図るほか、地方公共団体に対して導入可能性に関する調査を行う。(令和4年度掲載、令和8年度強化) <国土交通省>

⑩ 公営住宅

対象となる施設等	対象となる事業手法	10年ターゲット目標
公営住宅	公共施設等運営事業等のPFI、PFI以外のPPP	100件

公営住宅の建替・集約化においては、低所得者の居住の安定を図ることを前提としつつ、民間事業者の経営手法や創意工夫を活用することにより管理運営の効率化と資産価値の向上を図るとともに、余剰地の有効活用等を通じて収益化を目指すこ

とが重要であることから、公共施設等運営事業、収益型事業又は公的不動産利活用事業の具体化を引き続き重点分野とし、従来型のPFI事業も含め、上記の目標の達成に向け、以下の施策等に取り組む。〈国土交通省〉

- ・公営住宅の建替・集約化に際して、公共施設等運営事業、収益型事業又は公的不動産利活用事業を積極的に活用し、公的負担の抑制に資する具体的な案件形成を進められるよう、先行事例の情報提供の横展開を図るほか、基本構想、基本計画の策定や導入可能性調査等の各段階において地方公共団体を支援する。
(平成28年度掲載、令和5年度強化) 〈国土交通省〉

⑪ 港湾施設

対象となる施設等	対象となる事業手法	10年ターゲット目標
クルーズ船向け旅客ターミナル、港湾緑地等	公共施設等運営事業、国際旅客船拠点形成港湾制度、みなと緑地PPP	30件

クルーズ船向け旅客ターミナル及び港湾緑地について、公共施設等運営事業、国際旅客船拠点形成港湾制度事業及びみなと緑地PPPを活用し、上記の目標³⁶の達成に向け、以下の施策等に取り組む。〈国土交通省〉

- ・クルーズの再興に向け、「持続可能な観光」、「消費額拡大」、「地方誘客促進」をキーワードに本格回復を図り、我が国の経済成長・地域活性化につなげるため、政府の関係部局が連携して引き続き必要な支援を実施する。(令和2年度掲載) 〈国土交通省〉
- ・令和4年11月に成立した改正港湾法に基づき、港湾緑地等において民間事業者が収益施設の整備と当該施設から得られる収益を還元して緑地等のリニューアル等を実施する取組(みなと緑地PPP)について、官民を交えた意見交換会の開催や、港湾管理者への伴走支援等により導入促進を図る。(令和4年度掲載、令和8年度強化) 〈国土交通省〉

³⁶ みなと緑地PPPを令和8年度より対象となる事業手法に追加。

⑫ 公営水力発電

対象となる施設等	対象となる事業手法	10年ターゲット目標
公営水力発電	経営のあり方検討	20件

カーボンニュートラルの実現等に向けて、再生可能エネルギーの一つである公営水力発電においても、老朽化した施設を適切に更新・改修することでその機能を最大限発揮していくことが求められ、民間資金等を活用していくことが重要である。さらに、中小水力の新設案件については、民間の専門的知見を活用することが重要である。また、既存の水力発電の経営効率化の手法は公共施設等運営事業をはじめ、民営化・民間譲渡も選択肢として含まれ、事業者が個々の事情を勘案して最適な方法を選択していくことが重要である。これを踏まえ、今後の経営の在り方の検討（PPP／PFIを活用した新規の事業実施、公共施設等運営事業に加え、民営化・民間譲渡等を含む。）を行う発電施設について、上記の目標の達成に向け、以下の施策等に取り組む。＜経済産業省＞

- ・公共施設等運営事業によるPFI事業の導入を前提とした水力発電開発地点の導入可能性調査に対する補助事業により、新設の小水力発電も含め、地方公共団体における検討、移行を支援する。（平成30年度掲載、令和5年度強化）＜経済産業省＞
- ・水力発電の新設を検討する地方公共団体（とりわけ市町村）に対するPFI導入の働きかけや相談を強化するため、PFIの導入事例や上記補助事業の活用について市町村向け説明会を実施するとともに、資源エネルギー庁にPFIに係る相談窓口を設置する。（令和8年度掲載）＜経済産業省＞
- ・鳥取県営水力発電の先行事例について、他の公営水力発電事業への適用拡大を図るため、情報提供をはじめとした横展開を図る。（令和3年度掲載）＜経済産業省＞

⑬ 工業用水道

対象となる施設等	対象となる事業手法	10年ターゲット目標
工業用水道	「水の官民連携」、複数年度で複数業務の委託を行う官民連携手法	25件

工業用水道分野では、「水の官民連携」をはじめとする多様なPPP／PFIを活用し、民間事業者の創意工夫による良質なサービスの提供、収入の増加や経費の縮減による財政負担の軽減を図ることとし、上記の目標の達成に向け、以下の施策等に取り組む。＜経済産業省＞

- ・工業用水道施設の強靱化事業の国費支援に関して、事業規模等が一定の条件を満たす事業については、「水の官民連携」の導入を令和10年度以降に要件化する。要件化に向け、地方公共団体等に周知し、「水の官民連携」の導入検討の更なる促進を図る。(令和5年度掲載) <経済産業省>
- ・地方公共団体における「水の官民連携」をはじめとする多様なPPP/PFIの導入検討費用を支援する。(令和5年度掲載) <経済産業省>
- ・先行的に取り組む事業者へのヒアリング等を通じた導入効果や課題の整理を行うとともに、地方公共団体等への分野横断型・広域型も含めた「水の官民連携」導入に向けた伴走支援を実施する。(令和3年度掲載、令和6年度強化) <経済産業省>
- ・全国各地で官民連携推進会議や地域懇談会等を活用し、「水の官民連携」について情報提供を行うとともに、トップセールスを含めた「水の官民連携」等の導入検討を促進するための啓発活動を実施する。(令和3年度掲載、令和5年度強化) <経済産業省>
- ・デジタル技術を用いて、広域化と民間活用を一体的に推進する事業モデルについて周知し、地方公共団体等における導入検討を促進する。(令和4年度掲載) <経済産業省>

⑭ 自衛隊施設

対象となる施設等	対象となる事業手法	10年ターゲット目標
駐屯地・基地・自衛隊 病院等	公共施設等運営事業等の PFI、民間包括委託等	50件

自衛隊施設については、各駐屯地・基地等の施設の再配置・集約化等の整備に当たり、公共施設等運営事業等のPFI、民間包括委託、それらの手法の組み合わせも含め、自衛隊施設の整備に最適な民間活用手法を「防衛省版PPP」として確立することを目指しつつ、PFI手法等の導入を推進し、上記の目標³⁷の達成に向け、以下の施策等に取り組む。<防衛省>

- ・PFI手法導入に向け、防衛医科大学校病院、武山駐屯地及び下総航空基地等の整備について、PFI導入の検討を引き続き進める。(令和6年度掲載、令和8年度強化) <防衛省>
- ・駐屯地・基地等を対象としたPFI手法等への適用性の検討や過去のPPP/PFI導入事例等を参考にしながら、PFI手法等の導入検討を円滑に実施できる

³⁷ ⑭自衛隊施設は令和6年度に重点分野に追加となったことから、令和6年度から令和13年度までの8年間の目標を示す。

よう、基本の方針（事業スキーム、事業範囲、官民のリスク分担等）の策定に向けた検討を行う。（令和6年度掲載）＜防衛省＞

- ・基本の方針を踏まえ、順次、地区ごとに導入可能性調査を実施し、防衛省版PPPの導入に向けた取組を着実に進める。（令和6年度掲載）＜防衛省＞
- ・島嶼部に対する侵攻や大規模災害等への対応、訓練等の平時に活用する場合も含め、自衛隊が大量の人員、装備品等を輸送することが可能な手段を効果的かつ効率的に確保するため、民間事業者において船舶を所有、維持、管理及び運航する事業において、船舶を旅客船2隻に貨物船等4隻を加えて計6隻に増やして実施しており、令和9年度開始の次期事業に向けて、公募等の準備を進める。（平成27年度掲載、令和8年度強化）＜防衛省＞

⑮ 火葬場

対象となる施設等	対象となる事業手法	10年ターゲット目標
火葬場	PF I、PF Iを含む 分野横断型・広域型官民 連携手法	10件

多死社会の到来によって火葬需要が増加する地域がある一方で、人口減少により火葬需要も減少に転じる地域がある中で、老朽化する公営火葬場の更新・集約建替え、運営・維持管理等について、令和8年度からPF IやPF Iを始めとする分野横断型・広域型の官民連携手法の活用を図るため、上記の目標³⁸の達成に向け、以下の施策等に取り組む。＜厚生労働省、内閣府＞

- ・地方公共団体に対し、セミナー等を通じたPPP／PF Iの先行事例の横展開を図るなど、積極的な支援を実施するとともに、火葬場の整備・運営に関する資料集作成の検討を行い、PPP／PF Iの利点や、事業化における留意点等の周知を行う。（令和6年度掲載、令和8年度強化）＜厚生労働省、内閣府＞
- ・公園整備等と複合化した火葬場の整備・運営事業について、地方公共団体の検討を加速させるため、PF Iの導入可能性調査に対する優先的な支援を検討する。（令和8年度掲載）＜内閣府＞（2.（2）ii）⑦再掲

³⁸ ⑮火葬場は令和8年度に重点分野に追加となったことから、令和8年度から令和13年度までの6年間の目標を示す。

⑩ 一般廃棄物処理施設

対象となる施設等	対象となる事業手法	10年ターゲット目標
廃棄物処理施設	「環境省版PPP」	15件

一般廃棄物処理施設については、自治体間連携による広域化・集約化等により老朽化施設の更新を進めてきたが、人口減少・少子高齢化による担い手不足や処理需要の減少、施設の老朽化や物価高騰による維持管理・更新コストの増大等により持続可能な適正処理の確保が求められており、広域化・集約化等の効率的な施設整備等を一層推進していく必要がある。このため、従来から実施されてきた民間ノウハウを活用したPFIや分野横断型・広域型のPPP/PFIに加え、公共施設等運営事業、公有地を利用した民設民営施設や民間の廃棄物処理施設の処理能力余力を活用した事業等を「環境省版PPP」として促進することとし、上記の目標³⁹の達成に向け、以下の施策等に取り組む。〈環境省〉

- ・施設の広域化・集約化やPFIなど民間活用等について検討することを要件化した一般廃棄物処理施設整備事業について、引き続き適切に運用を進めていくとともに、必要に応じ要件の見直しや明確化について検討を行う。（令和元年度掲載、令和8年度強化）〈環境省〉
- ・「環境省版PPP」に係る先行事例の調査や、廃棄物処理施設の処理能力余力を有効に活用しながら広域化・集約化による施設整備を進めるための課題把握や論点整理等を行い、更なる広域化・集約化を促進するための情報提供や市町村等の検討のサポート等を行う。（令和8年度掲載）〈環境省〉

⑪ 国公立病院

対象となる施設等	対象となる事業手法	10年ターゲット目標
国公立病院	PFI、PFI以外のPPP	10件

国公立病院については、物価高騰等の影響により経営が悪化するとともに、建設費の高騰により、老朽化が進んでいても、建替え等の実施の見通しが困難な病院が存在する。こうした課題に対応し、地域に必要な医療を維持するためには、政府や各国公立病院において様々な取組を行う必要があるが、主に都市部の大規模な病院において、PFIを含む官民連携手法を現場の実情に応じて活用し、病院又は駐車場や職員宿舎等の附帯施設の整備、運営（診療行為等のコア業務を除く。）、維持管理を行うことにより、業務の効率化・高度化、経費削減、サービスの向上による病

³⁹ ⑩一般廃棄物施設は令和8年度に重点分野に追加となったことから、令和8年度から令和13年度までの6年間の目標を示す。

院経営の改善を図っている事例があることを踏まえ、国立病院や都市部の大規模な公立病院等において、上記の目標⁴⁰の達成に向け、以下の施策等に取り組む。〈厚生労働省、文部科学省、総務省、内閣府〉

- ・国公立病院を含む政策医療を担う医療機関への施設整備の財政支援を行うとともに、物価上昇等の動向を注視し、医療機関の経営の改善の支援について、必要に応じ、検討する。(令和8年度掲載)〈厚生労働省〉
- ・施設整備(附帯施設含む)が予定されている病院を有する厚生労働省所管の独立行政法人等に対し、専門的助言が得られる機会を提供する等により、優先的検討規程の策定及び適正な運用を支援し、PPP/PFI手法導入の優先的検討を推進する。(令和8年度掲載)〈厚生労働省〉
- ・大学施設の附属病院においてPPP/PFIを導入している先行事例の調査分析を実施し、附属病院施設の再開発整備を実施する予定の国立大学法人に対して事業スキームの選択肢を示すことを検討する。(令和8年度掲載)〈文部科学省〉
- ・都市部の大規模な公立病院におけるPPP/PFIの実施状況や課題等の把握を行うとともに、PPP/PFIの導入を検討している公立病院に対し、先行事例等の周知を行う。(令和8年度掲載)〈総務省・厚生労働省〉
- ・国公立病院の持続的な経営のためのPPP/PFIの活用に向けたガイドラインの作成を検討するため、厚生労働省、文部科学省、総務省、PFI推進機構等の職員を構成員とする検討会議を開催し、PPP/PFIの検討状況や、複数の国公立病院が連携して行うPFIを含む官民連携手法の活用を通じた調達改革・デジタル化の取組の把握・共有、有識者等へのヒアリングや先行事例における効果・留意点、取組の方向性の整理等を行う。(令和8年度掲載)〈内閣府、厚生労働省、文部科学省、総務省〉

⁴⁰ ⑰国公立病院は令和8年度に重点分野に追加となったことから、令和8年度から令和13年度までの6年間の目標を示す。

4. アクションプランのPDCAの進め方

本アクションプランについては、事業規模、重点分野やその数値目標、施策の進捗状況やその成果について毎年度フォローアップを行い、現状を把握して課題を抽出し、対応策を検討し、対応策の検討結果や更なる取組強化の検討状況を踏まえ、毎年アクションプランを見直す。特に重点分野等の進捗状況については、「PPP／PFI投資促進タスクフォース」の場を活用してフォローアップを行う。また、フォローアップの結果は、各地方公共団体における取組の目安となるよう「見える化」に工夫をする。

5. その他

令和7年改定版は、廃止する。